

江田島市 第2次男女共同参画 基本計画

中間見直し

・ 基本理念 ・

誰もが共に認め合い共に活躍する『恵み多き島』えたじま



令和5(2023)年7月
広島県 江田島市

目 次

第 1 章 計画の策定に当たって-----	1
【 1 】 計画策定の趣旨 -----	1
【 2 】 男女共同参画社会について -----	2
【 3 】 計画策定の背景 -----	3
1 国際的な動き -----	3
2 国の動向 -----	4
3 広島県の動向 -----	6
第 2 章 計画の概要 -----	7
【 1 】 計画の位置付け -----	7
【 2 】 計画の期間 -----	8
【 3 】 計画の策定体制 -----	8
1 計画策定体制 -----	8
2 アンケート調査の実施 -----	8
3 パブリックコメントの実施 -----	8
第 3 章 本市の現状 -----	9
【 1 】 人口等の状況 -----	9
1 人口・世帯数の動き -----	9
2 年齢別人口構成 -----	10
【 2 】 婚姻や就労の状況 -----	11
1 婚姻の状況 -----	11
2 就労状況 -----	13
3 子育て支援施設の利用状況 -----	16
4 世帯構成 -----	17
5 ひとり親家庭（20歳未満の子どもがいる世帯） -----	17
【 3 】 アンケート調査結果から読み取れる課題 -----	18
1 市民アンケート調査結果から読み取れる課題の整理 -----	18
2 事業所アンケート調査結果から読み取れる課題の整理 -----	35
【 4 】 現行計画における取組の評価と課題 -----	45
1 現行計画の評価の方法 -----	45
2 現行計画の検証・評価から読み取れる今後の課題 -----	45

第4章 計画の基本的な考え方	51
【1】基本理念	51
【2】施策の体系	52
第5章 施策の展開	53
【基本目標1】誰もが共に認め合う社会づくり	53
基本方針1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透	53
基本方針2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進	54
基本方針3 学びの場における男女共同参画教育の推進	54
基本方針4 地域社会における男女共同参画の推進	55
【基本目標2】誰もが共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）	56
基本方針5 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進	56
基本方針6 職場における男女共同参画の推進	57
基本方針7 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり	58
【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり	59
基本方針8 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）	59
基本方針9 生涯を通じた健康支援	60
基本方針10 誰もが安心できる福祉のまちづくり	61
第6章 計画の推進	62
【1】『興味・関心』を持ち、『学習機会』（気付き・学び）を提供し『話題・行動』につなげる	62
【2】庁内推進体制の充実	62
【3】関係機関との連携強化	62
【4】計画の進行管理	62
資料編	63
【1】策定経過	63
【2】指標一覧	64
【3】江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	65
【4】江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	66
【5】江田島市 男女共同参画推進本部設置要綱	67

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の趣旨

わが国においては、出生数の減少、急速な高齢化の進行により総人口が減少しており、労働力人口の減少や地域の過疎化、国内消費の減少、社会保障費の増加など様々な影響を社会に及ぼしています。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務・ワーケーション*などのテレワークや時差出勤などの働き方の変化、オンラインによる教育（授業）の実施、外出や活動の自粛などに伴う社会的な孤独・孤立を原因とする不安やストレスの増大、家庭内でのドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）、働く場や教育の場でのハラスメントの増加も危惧されています。

また、近年多発している大規模自然災害を踏まえて、防災の場や災害復旧・復興の場における男女共同参画の推進がますます重要となっています。

世界においては「SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」の達成に向けた動きが急速に高まっており、あらゆる意味での「多様性（ダイバーシティ）*」が重要視され、特に日本ではSDGsの5番目の目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を達成することが課題とされています。

このような中で、いわゆる「男女」だけではなく「LGBT（Q+）*」（性的マイノリティ）を含めたすべての人による「共同参画」が必要となっています。しかし、わが国においては家庭における「固定的性別役割分担意識*」が依然として残っており、また、企業や地域社会での方針・決定過程にかかわる女性の割合は低く、働く女性に対する理解や活用が十分になされているとはいえません。

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「江田島市第2次男女共同参画基本計画」（以下「現行計画」と表記）を平成30（2018）年4月に策定し、「男女が共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』えたじま」を基本理念として様々な取組を推進してきました。

現行計画の計画期間は令和9（2027）年度までとなっておりますが、中間年度となる令和5（2023）年度に、これまでの取組の評価を行うとともに、社会情勢の変化や本市の現状を踏まえて見直し、「江田島市第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）」（以下「本計画」と表記）として策定するものです。

※ワーケーション：仕事（Work）と休暇（Vacation）とを組み合わせた造語。テレワークなどにより、リゾート地など普段の職場とは異なる場所で仕事をしつつ、別の日又は時間帯には休暇取得や地域ならではの活動を行うことが可能となる。

※多様性（ダイバーシティ）：英語では「diversity」と書く。いろいろな種類や傾向のものがあること。変化に富むこと。

※LGBT（Q+）：「L」はレズビアン、「G」はゲイ、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（性的違和感を持つ方）、「Q」はクエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしていない、決めたくない方）、「+」はその他という意味で、性的な少数者を示す。

※固定的性別役割分担意識：「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【2】男女共同参画社会について

本計画の根拠法である男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、5つの基本理念に基づき、国や地方公共団体及び国民の責務（役割）が示されています。

本計画は、市の責務（役割）として、すべての人が、それぞれの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とするものです。

■男女共同参画社会基本法の5つの基本理念■

男女の人権の尊重

- ◆男女の個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保し、男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

- ◆性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

政策等の立案及び決定への共同参画

- ◆男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。

家庭生活における活動と他の活動の両立

- ◆男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

国際的協調

- ◆男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

■国・地方公共団体及び国民の役割■

国の責務

- ◆ 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ◆ 積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- ◆ 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。
- ◆ 地域の特性を生かした施策の展開

国民の責務

- ◆ 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

【3】計画策定の背景

1 国際的な動き

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、特に5番目の目標では「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられ、わが国を含む国際社会の協力により、その達成に向けた取組が進められています。



令和4(2022)年7月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)※」では、わが国は146か国中116位(前は156か国中120位)となっており、東アジア・太平洋地域の19か国の中では最下位となっており、特に「政治」や「経済」の分野において低いスコアとなっています。男女共同参画社会の実現に向けて、これまで以上の推進が必要であると考えられます。

■ジェンダー・ギャップ指数(2022)～主な国の順位～■

(146か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.803	1.000	0.964	0.874	0.908
フィンランド(2位)	0.789	1.000	0.970	0.682	0.860
ノルウェー(3位)	0.765	0.989	0.964	0.662	0.845
▼					
米国(27位)	0.778	0.996	0.970	0.332	0.769
▼					
韓国(99位)	0.592	0.976	0.976	0.212	0.689
▼					
中国(102位)	0.741	0.936	0.940	0.113	0.682
▼					
日本(116位)	0.564	1.000	0.973	0.061	0.650

資料: The Global Gap Report 2022

※【ジェンダー・ギャップ指数(GGI)】スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

2 国の動向

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(以下「第5次計画」と表記)を策定し、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として次の4つの方針を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

■ 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 ■

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) あらゆる分野における女性の参画拡大

急速な少子高齢化や人口減少が進展し、個人の価値観も多様化する中で、政策・方針決定過程における女性の活躍が進むことで確保される様々な視点により、社会の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会が生み出されるとともに、すべての人が暮らしやすい社会の実現につながります。

特に政治分野においては、平成30(2018)年に公布・施行され、令和3(2021)年に一部改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」により、女性の参画が推進されています。

(3) 女性活躍と働き方改革の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元(2019)年6月に公布され、一般事業主行動計画の策定義務が常時雇用者301人以上から101人以上の事業主に拡大され、情報公表やハラスメント対策の強化等が定められました。

平成30(2018)年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が順次施行され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置が講じられています。

(4) 児童虐待防止とDV被害者支援のための取組の強化

令和元（2019）年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

今回の改正によって、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確となりました。

(5) 防災・復興等における男女共同参画の推進

国は第5次計画において、国の災害対応での男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めており、地方公共団体が、平常時の備え、初期段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を国内で進められるよう支援を行うとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所運営等における感染症対策の取組にも、男女共同参画の視点を反映することが重要であるとしています。

3 広島県の動向

広島県においては、令和2(2020)年度に広島県男女共同参画基本計画(第5次)として、「わたらしい生き方応援プランひろしま～性別にかかわらず多様な選択ができる社会を目指して～」が策定されました。

この計画では「性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す将来像とし、3つの「特に注力するポイント」を踏まえて、4つの領域において「基本となる施策の方向」を定めて取組を進めています。

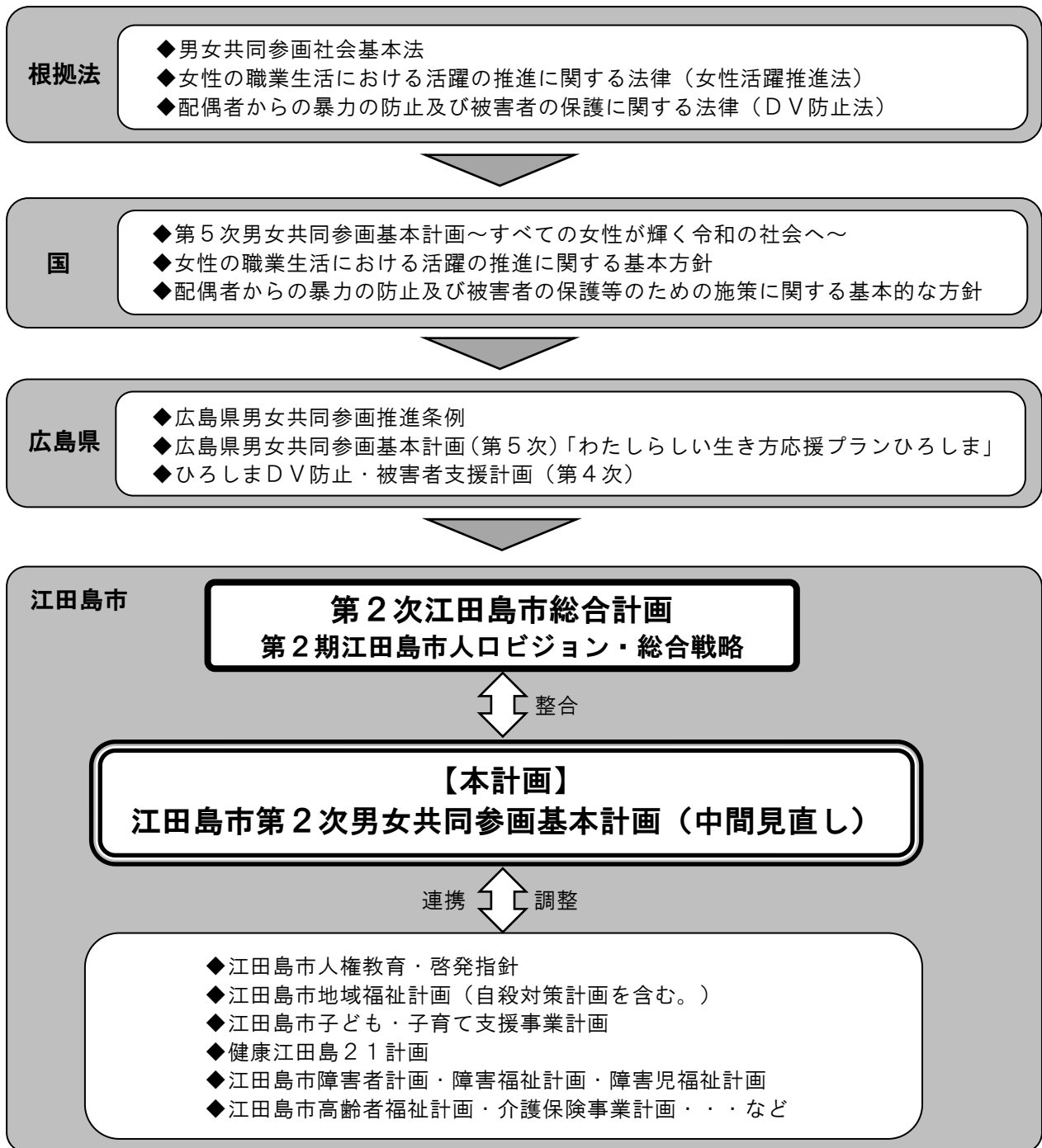
■広島県男女共同参画基本計画(第5次)わたらしい生き方応援プランひろしま■

目指す将来像	
性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現	
特に注力するポイント	
① 性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり	
② 性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革	
③ 性の多様性の尊重と県民理解の促進	
施策体系	
領域	基本となる施策の方向
Ⅰ 仕事と暮らしの充実	1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり
	2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
	3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現
Ⅱ 男女双方の意識改革	1 性差に係る固定的な意識の解消
	2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援
	2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり
Ⅳ 推進体制の整備等	1 市町や様々な団体等との連携強化
	2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法」第2条の3第2項に基づく「市町村基本計画」として位置付けられ、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の総合計画と整合を図るとともに、関連他計画と連携・調整を図ります。



【2】計画の期間

本計画の期間は、現行計画の残りの期間である令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内幹事課長等で構成される「男女共同参画推進会議」及び副市長・教育長・部長等で構成される「男女共同参画推進本部」による検討を踏まえ、学識経験者をはじめ各種団体・組織の関係者などから構成される「江田島市男女共同参画基本計画策定委員会」に諮り、現行計画の検証結果等を踏まえて作成した計画案等を審議しました。

2 アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民及び本市に住所を有する事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	江田島市 男女共同参画に関する意識調査	江田島市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に住所を有する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	令和4(2022)年7月	令和4(2022)年7月
配布数	1,000人	140件
有効回収数	292人	42件
有効回収率	29.2%	30.0%

3 パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント(意見公募)により、幅広く意見を募りました。

実施方法は、本庁、各支所、ホームページで関連資料の公表を行い、意見等は、直接提出、郵便、ファクシミリ、電子メールで受け付けました。

第3章 本市の現状

【1】人口等の状況

1 人口・世帯数の動き

本市の人口は、令和4（2022）年で21,294人と、平成29（2017）年の24,124人から2,830人減少しており、平成29（2017）年を100とした指数で見ると88.3となっています。一方、世帯数も減少で推移しており、令和4（2022）年では11,645世帯（平成29（2017）年を100とした場合93.1）となっています。

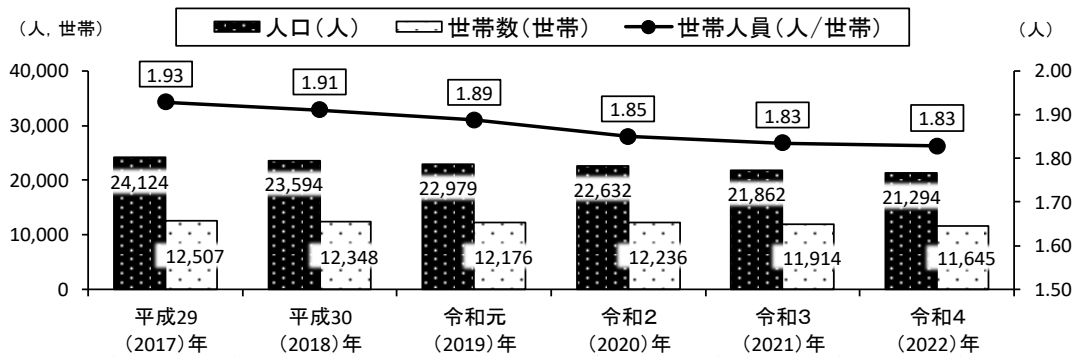
1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成29（2017）年の1.93人から令和4（2022）年では1.83人と、小家族化が進行しています。

■人口・世帯数の推移■

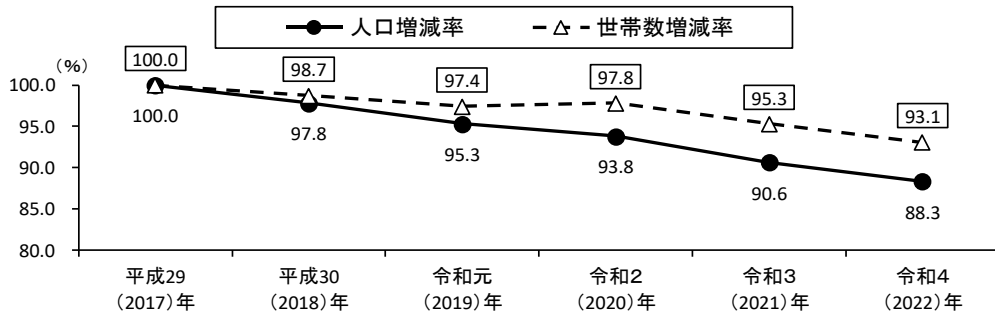
	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
人口(人)	24,124	23,594	22,979	22,632	21,862	21,294
世帯数(世帯)	12,507	12,348	12,176	12,236	11,914	11,645
世帯人員(人/世帯)	1.93	1.91	1.89	1.85	1.83	1.83
人口増減率(%)	100.0	97.8	95.3	93.8	90.6	88.3
世帯数増減率(%)	100.0	98.7	97.4	97.8	95.3	93.1

注：増減率は、平成29（2017）年を100とした場合の各年の割合を示す。
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

【人口、世帯数、世帯人員の推移】



【人口・世帯数増減率】

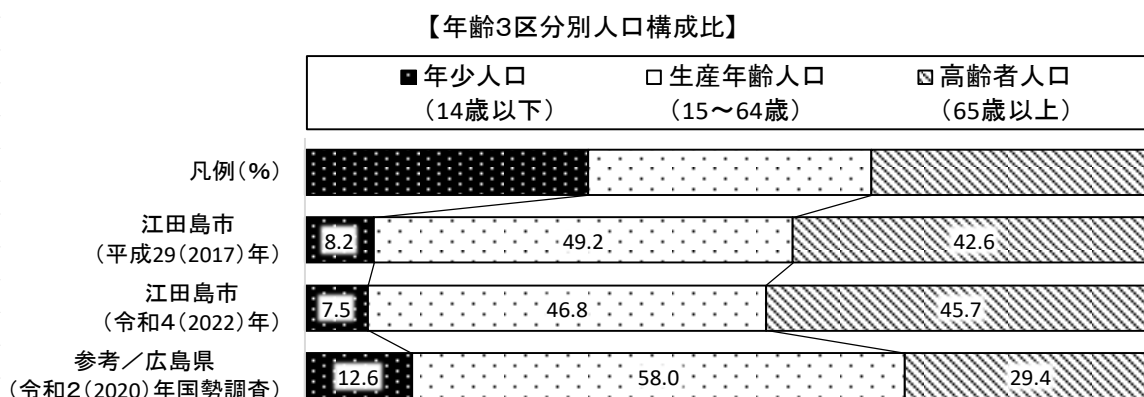


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 年齢別人口構成

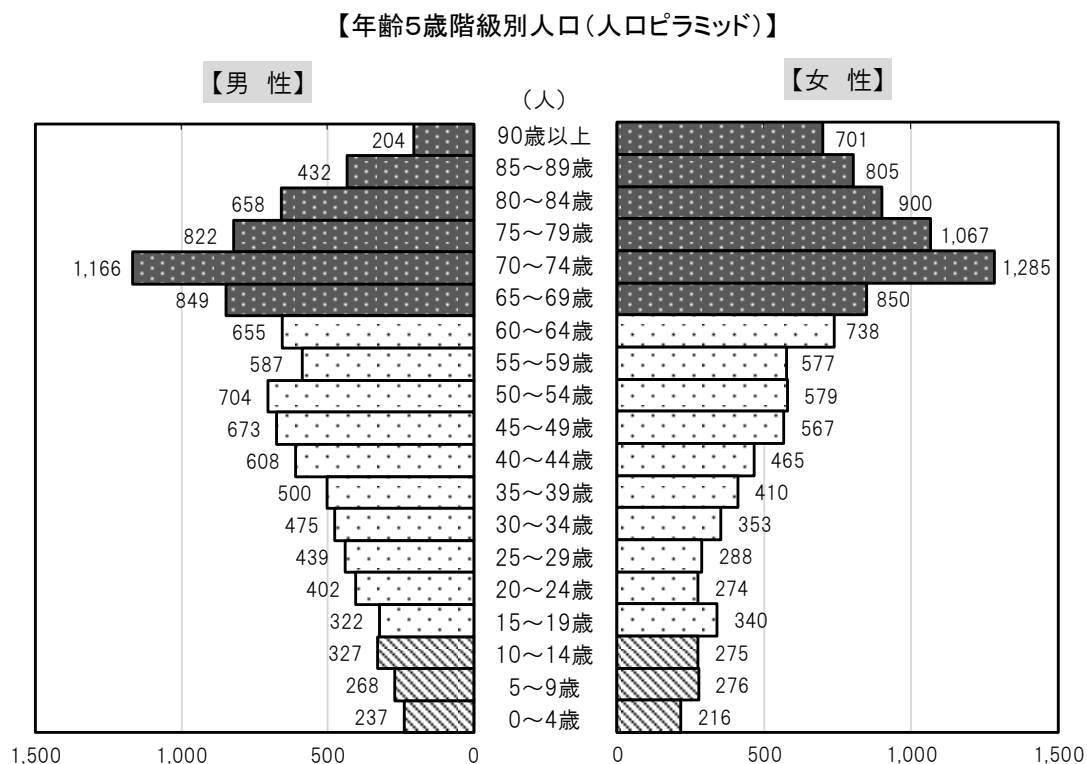
年齢別の人口構成比をみると、令和4(2022)年では年少人口(14歳以下)は7.5%、生産年齢人口(15~64歳)は46.8%、高齢者人口(65歳以上=高齢化率)は45.7%となっており、高齢化率は広島県を大きく上回っています。

一方、年少人口は緩やかな減少傾向となっており、少子高齢化が顕著に進行しています。



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)
※広島県は令和2(2020)年国勢調査の数値

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に70歳前半の、いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。特に、75歳以上では、女性の人口が男性を大きく上回っています。



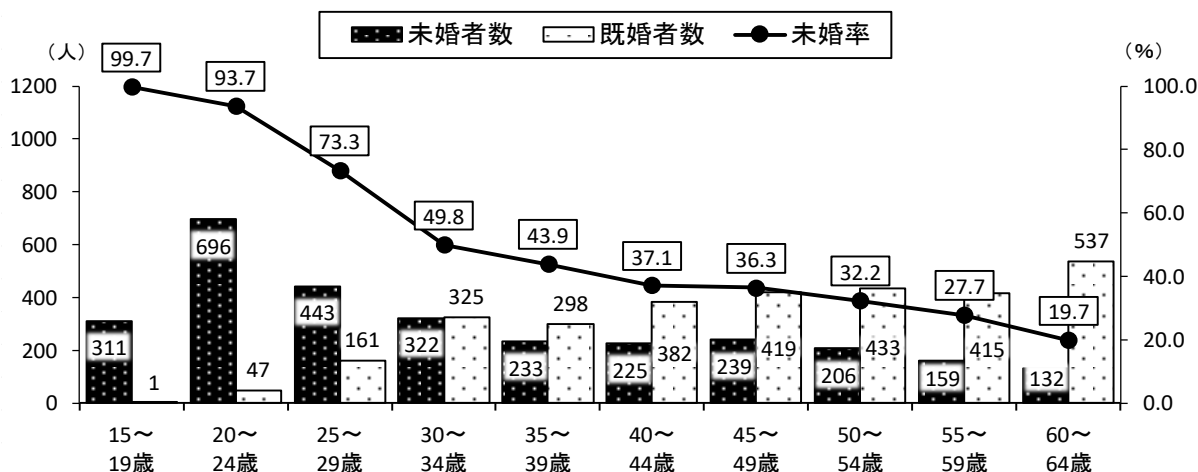
資料:住民基本台帳(令和4(2022)年3月末現在)

【2】婚姻や就労の状況

1 婚姻の状況

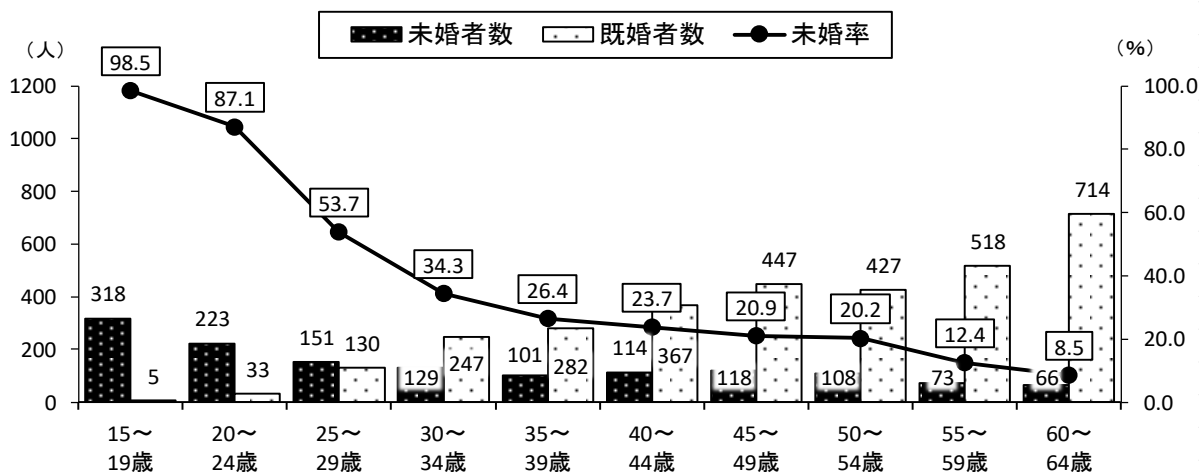
本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、25～29歳までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30～34歳になるとわずかながら既婚者数が多くなることから、30～34歳が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30～34歳に既婚者数が未婚者数を逆転しており、男性に比べ未婚率が大幅に少なくなっています。

【年齢別未既婚者数と未婚率(男性)】



資料：国勢調査(令和2(2020)年)

【年齢別未既婚者数と未婚率(女性)】



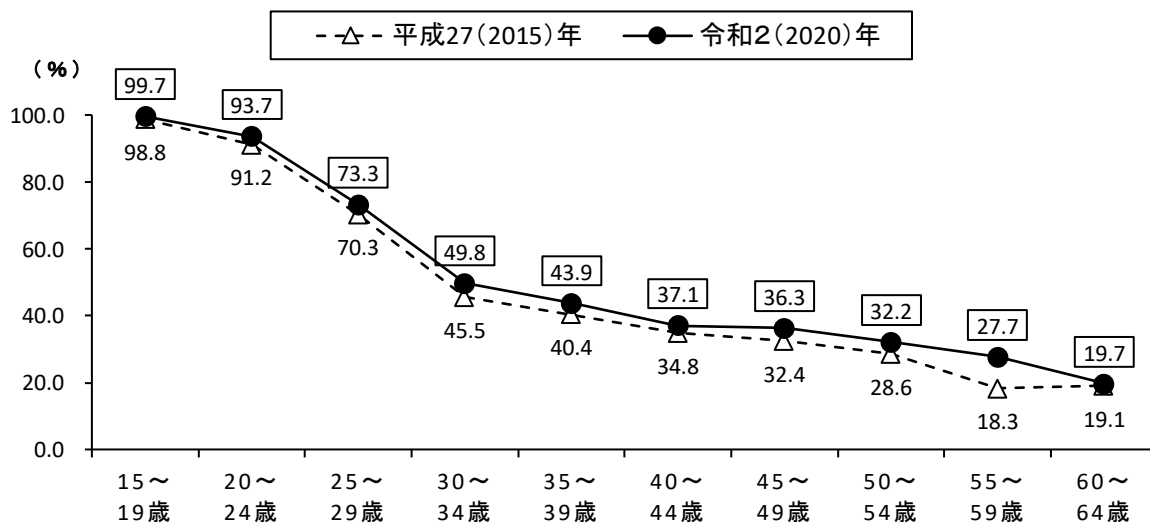
資料：国勢調査(令和2(2020)年)

※「既婚者数」は「有配偶」「死別」「離別」の合計の人数

※「一般世帯」及び「施設等の世帯」を合わせた人数

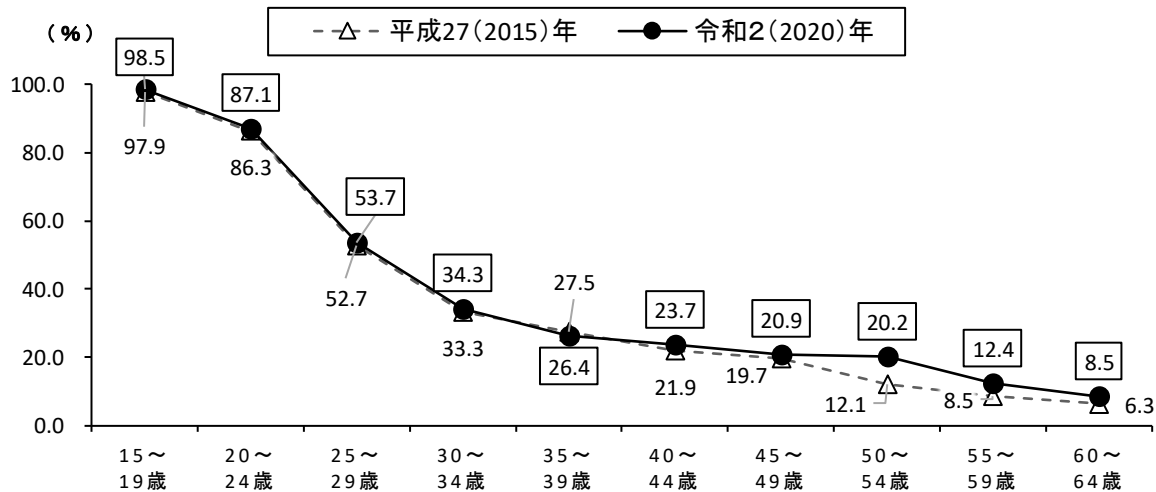
平成 27(2015)年と令和2(2020)年の未婚率を比べると、男性の場合、すべての年齢層で令和2(2020)年が高くなっていますが、特に 50～54 歳では大幅に高くなっています。女性の場合は、15～19 歳及び 25～29 歳で令和2(2020)年が低くなっていますが、50～54 歳では男性と同様に大幅に高くなっています。

【未婚率経年比較(男性)】



資料:国勢調査

【未婚率経年比較(女性)】



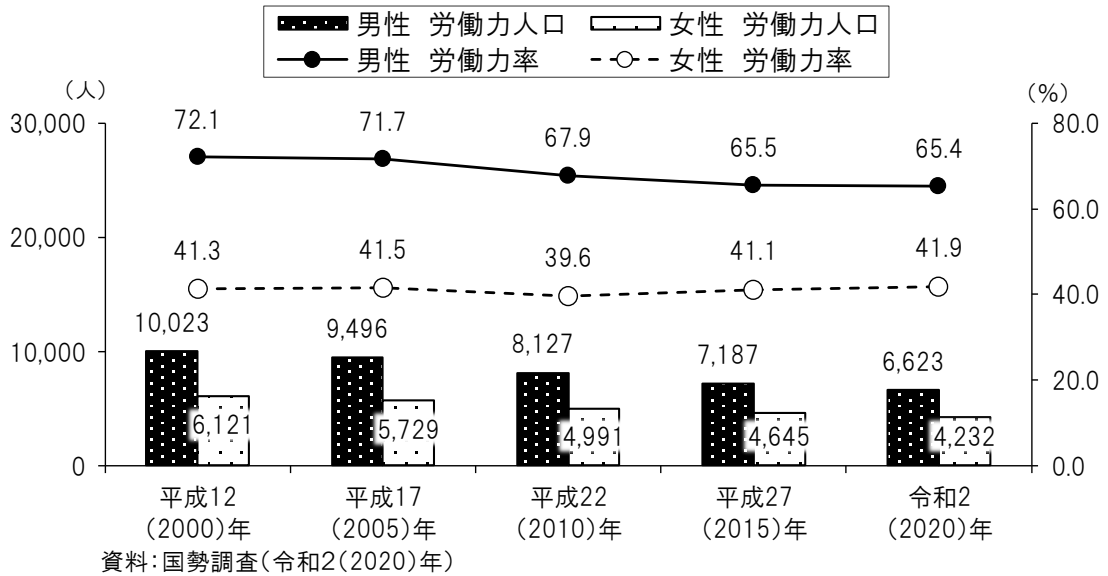
資料:国勢調査

2 就労状況

(1) 労働力人口

15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。労働力率では、男性は減少傾向、女性は横ばいとなっています。

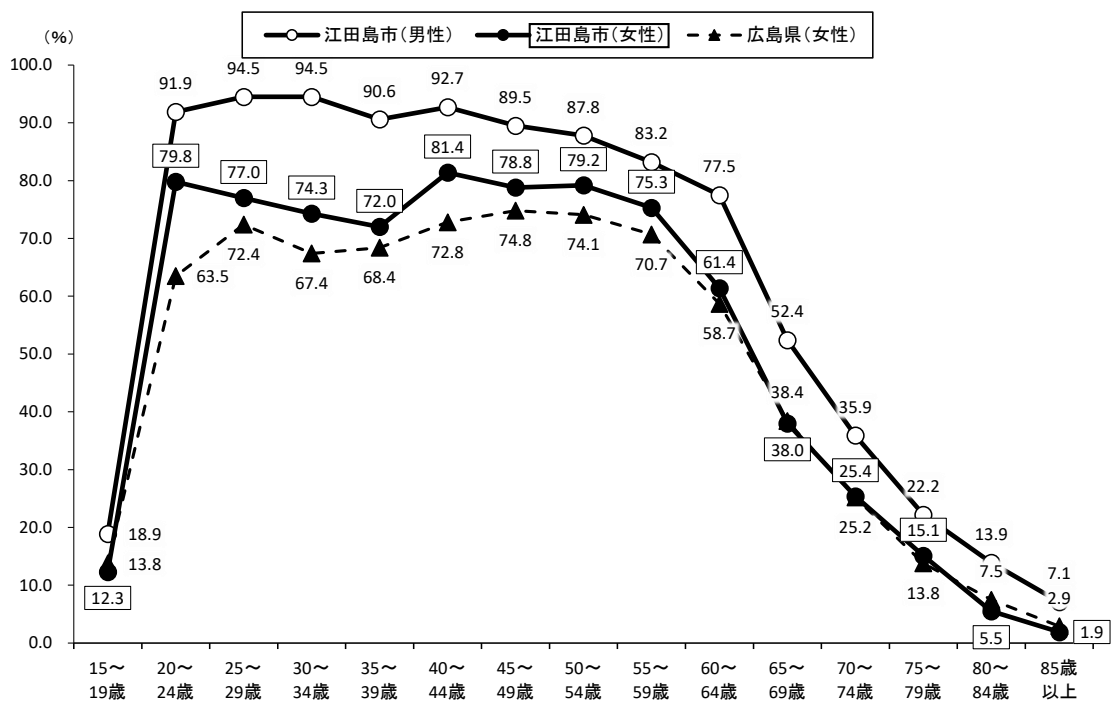
【労働力人口・労働力率の推移】



(2) 年齢別就業率

年齢別就業率は、すべての年齢層で男性が女性より高くなっています。本市の女性の就業率は、ほぼすべての年齢層で県より高くなっています。

【年齢別就業率】

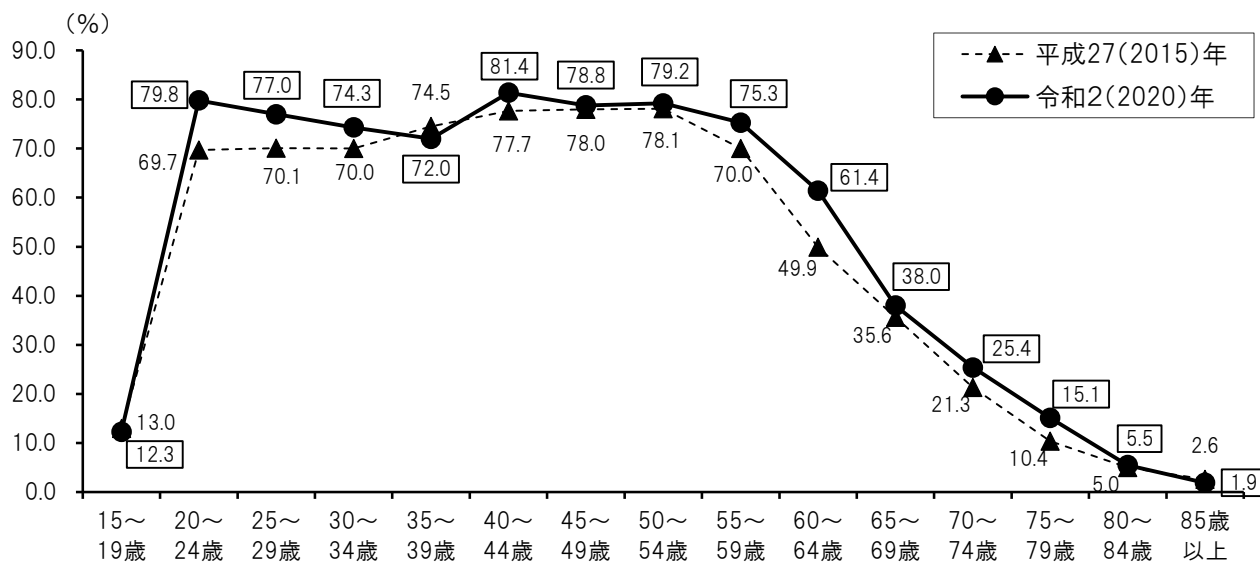


資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

(3) 女性の就業率

令和2(2020)年における本市の女性の就業率をみると、平成27(2015)年に比べ、35～39歳では減少していますが、その他の年齢層では増加しています。特に20～24歳、60～64歳では大きく増加しています。

【女性の就業率(経年比較)】



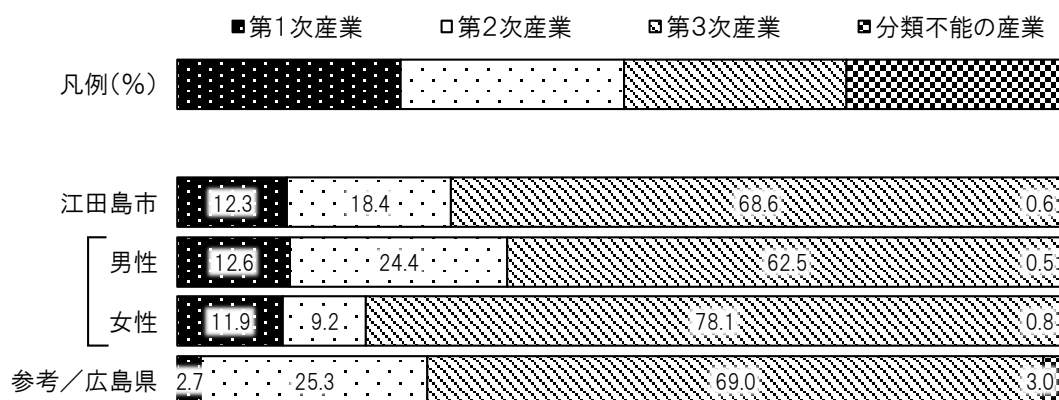
資料: 国勢調査

(4) 産業別就業者構成比

産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が12.3%、第2次産業が18.4%、第3次産業が68.6%となっています。広島県全体と比べ、第1次産業の割合が高く、第2次産業の割合は低くなっています。

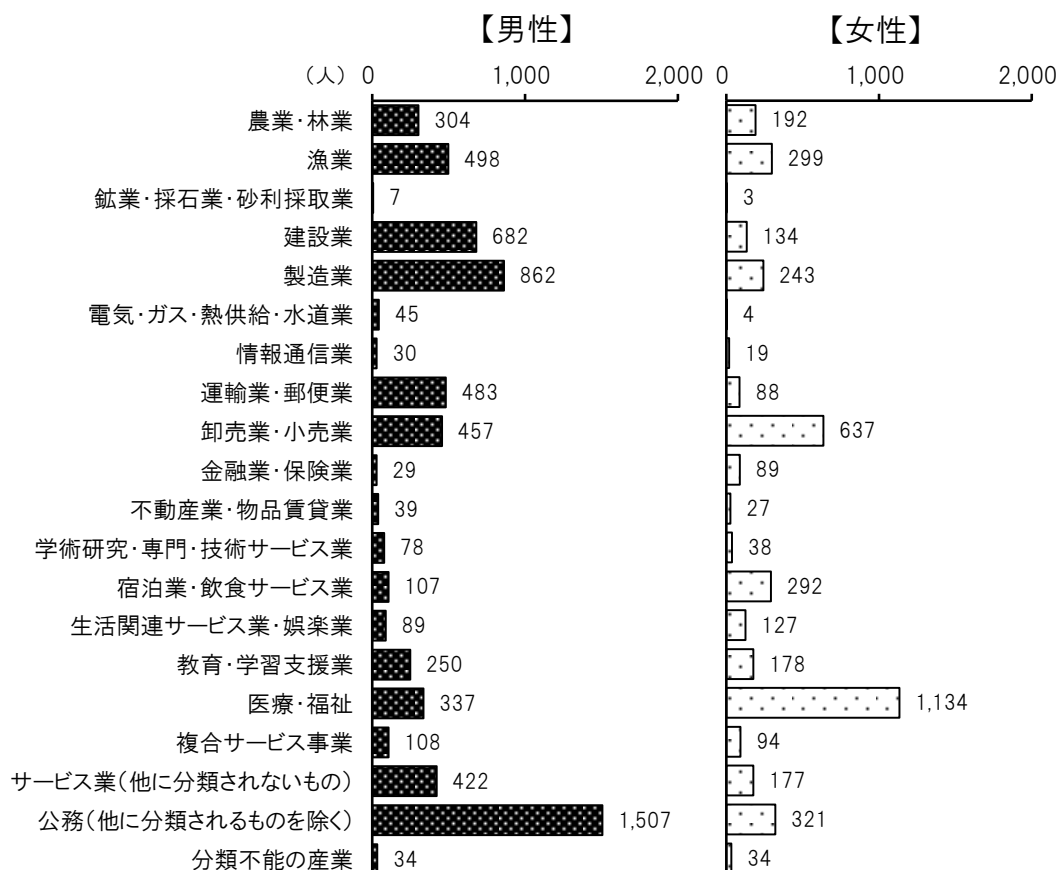
産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「公務(他に分類されるものを除く)」、「製造業」、「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



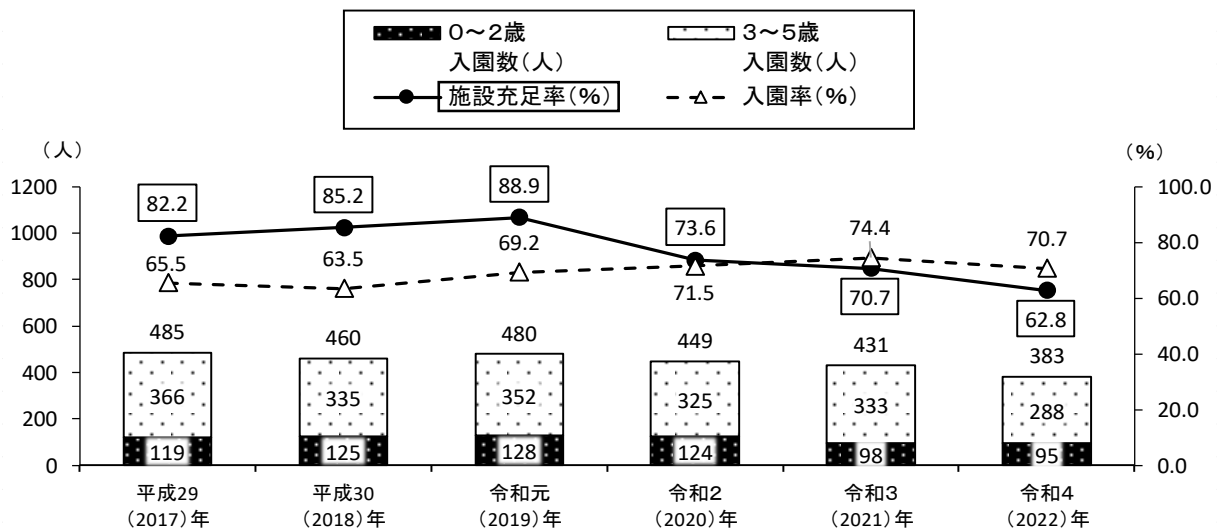
資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

3 子育て支援施設の利用状況

子育て支援施設の利用状況をみると、入園児童数は令和元(2019)年以降減少傾向となっています。入園児童数を年齢別で見ると、0～2歳児では令和3(2021)年が令和2(2020)年に比べて26人少なくなっており、3～5歳児では令和4(2022)年が令和3(2021)年に比べて45人も少なくなっています。

施設の定員に対する入園児童数の割合を示す施設充足率は令和元(2019)年をピークとして減少傾向となっていますが、入園率は令和2(2020)年以降70%台となっています。

【保育施設入園児童数等の推移】



資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

※「施設充足率」は、施設の定員に対する入園児童数の割合

■保育施設入園児童数等の推移■

		平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
入園児童 数(人)	0～2歳児	119	125	128	124	98	95
	3～5歳児	366	335	352	325	333	288
	合計	485	460	480	449	431	383
施設充足率(%)		82.2	85.2	88.9	73.6	70.7	62.8
入園率(%)		65.5	63.5	69.2	71.5	74.4	70.7
就学前児童数		740	724	694	628	579	542

資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

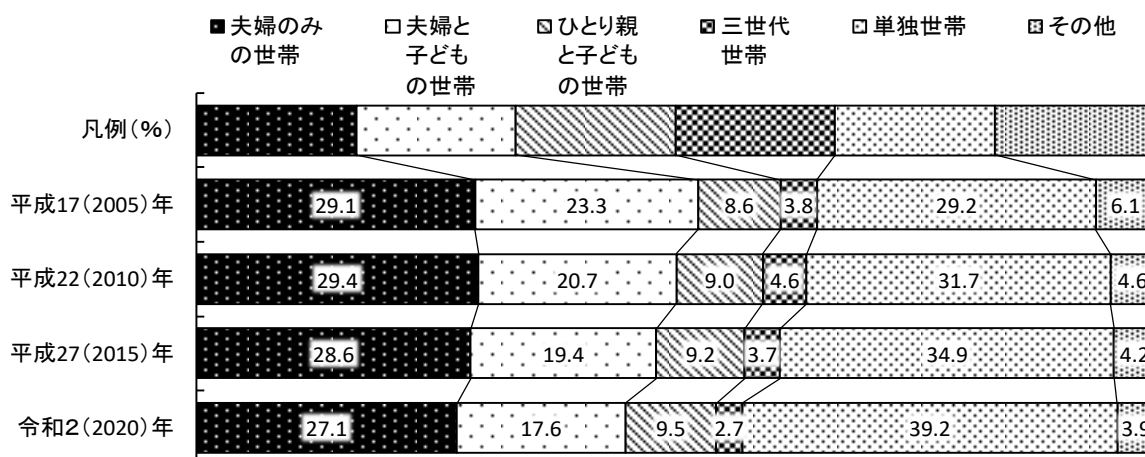
※「施設充足率」は、施設の定員に対する入園児童数の割合

4 世帯構成

世帯構成について、平成 17(2005)年から令和2(2020)年までの推移でみると、「単身世帯」は大幅に増加しており、「ひとり親と子どもの世帯」も緩やかな増加傾向にあります。

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもの世帯」、「三世帯」は緩やかに減少しています。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

5 ひとり親家庭（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市のひとり親家庭については、令和2(2020)年で 131 世帯となっており、その大半を母子世帯で占めています。

■ひとり親家庭の状況■

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	154 世帯(100%)	164 世帯(100%)	131 世帯(100%)
母子世帯数	126 世帯(81.8%)	135 世帯(82.3%)	105 世帯(80.2%)
父子世帯数	28 世帯(18.2%)	29 世帯(17.7%)	26 世帯(19.8%)

資料：国勢調査

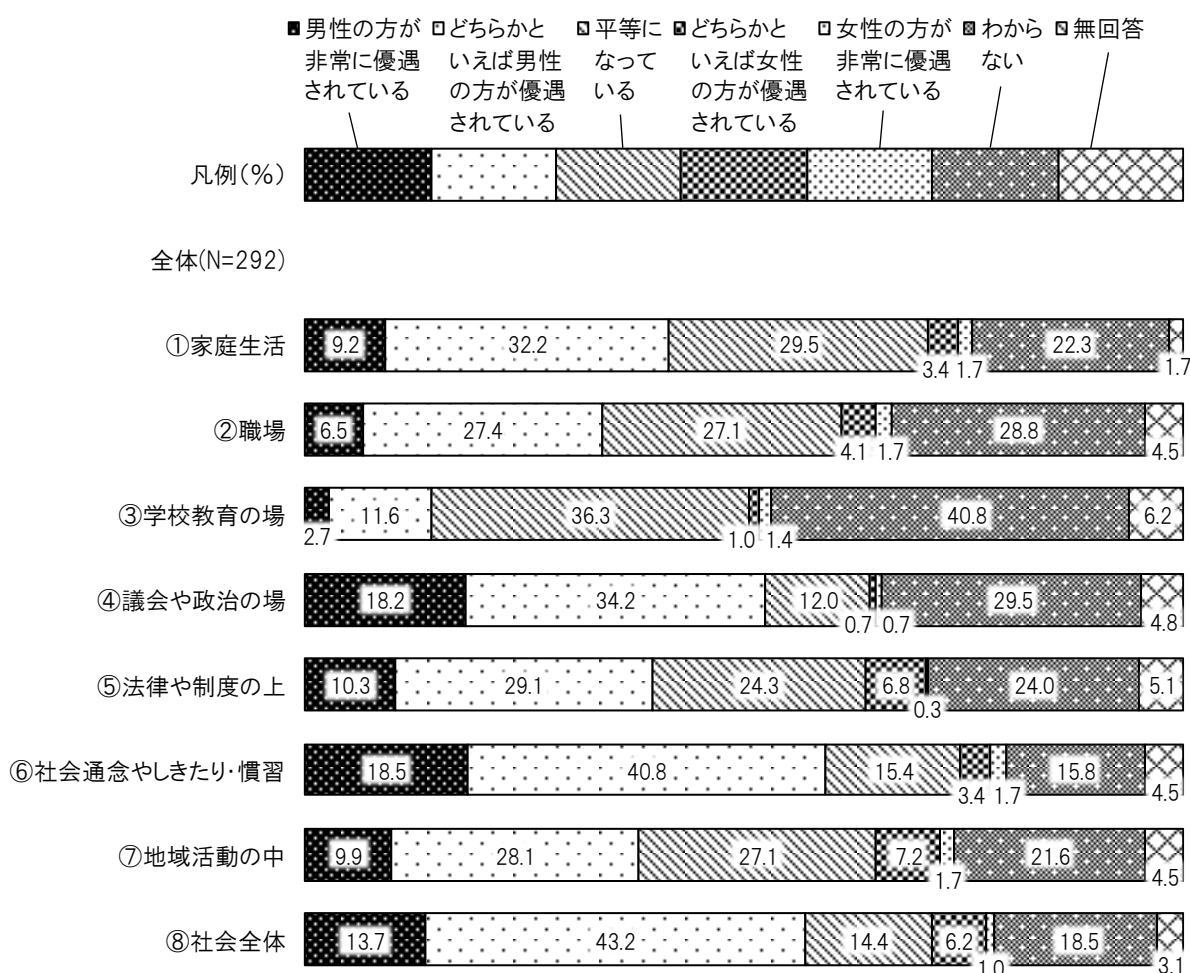
【3】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 市民アンケート調査結果から読み取れる課題の整理

(1) 男女平等意識について

- 男女の平等意識については、すべての分野において、『男性優遇』の割合が『女性優遇』の割合を上回っています。
- 特に、「社会通念やしきたり・慣習」、「社会全体」、「議会や政治の場」で『男性優遇』の割合が高くなっています。
- 一方、「学校教育の場」では「平等になっている」の割合が高くなっていますが、前回調査と比べると、「平等になっている」の割合は下がっています。
- 前回調査結果と比べ、「議会や政治の場」、「法律や制度の上」で『男性優遇』意識が大きく増加し、「職場」では『平等』意識が増加しました。

【男女の平等意識について】



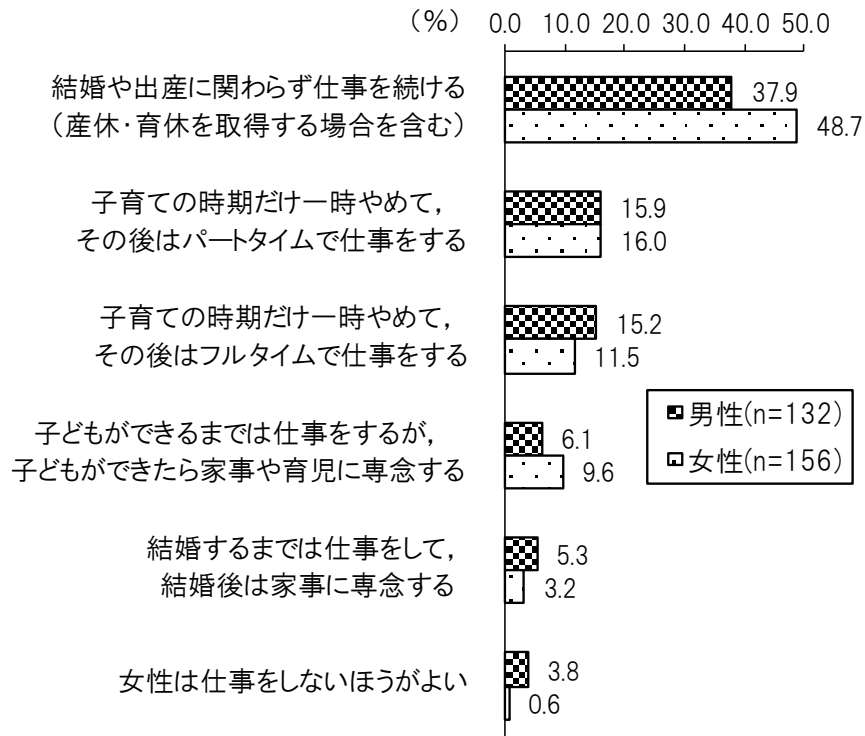
●課題の整理

◆男女の平等意識は、『女性優遇』の意識に比べて『男性優遇』の意識が高くなっており、男女平等意識の醸成を図るための教育や啓発についての取組が、これまで以上に求められています。

(2) 職業生活について

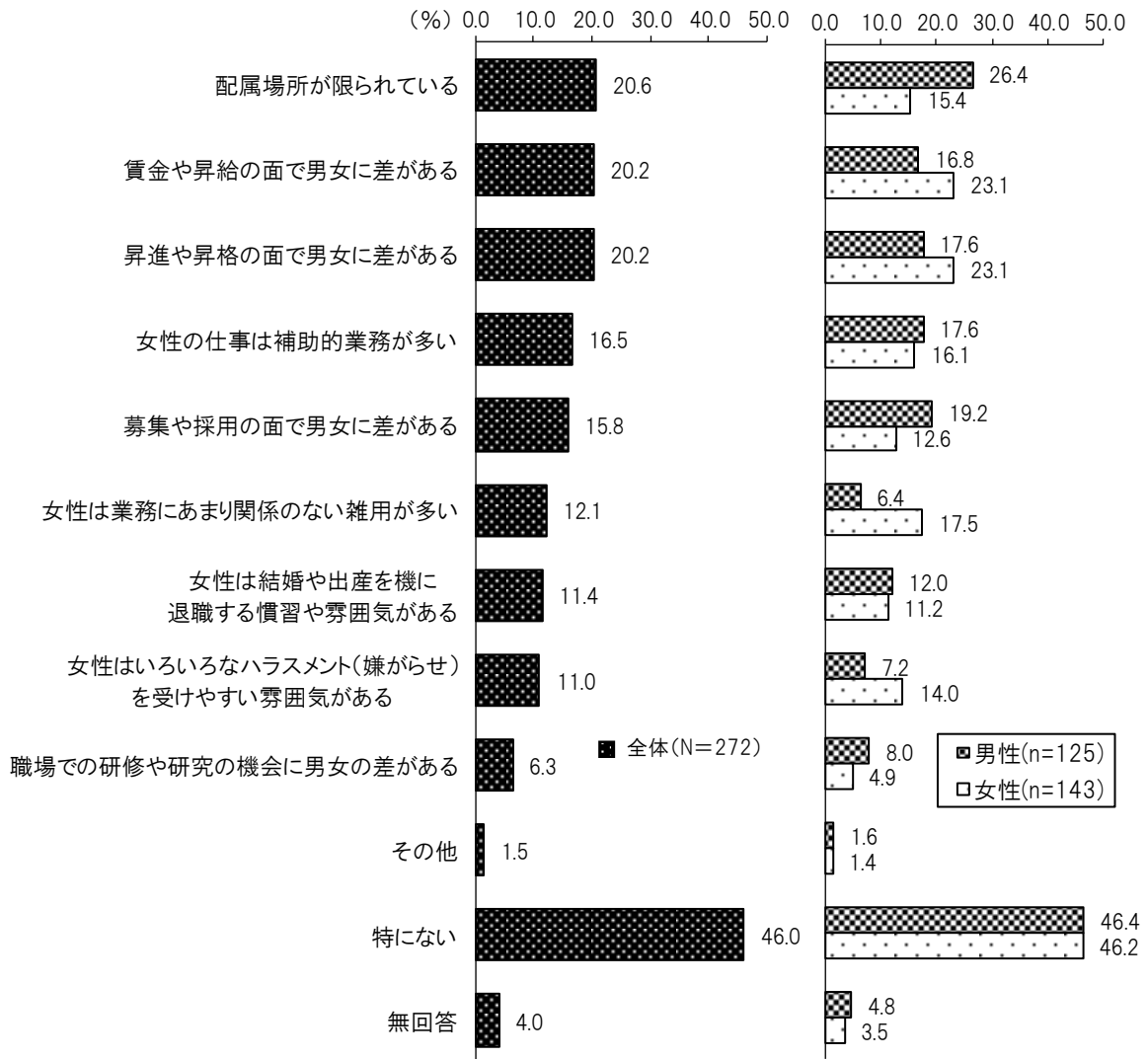
○望ましい女性の働き方について、全体では「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける(産休・育休を取得する場合を含む)」の割合が最も高くなっており、性別においては、女性の割合が男性を大きく上回っています。

【望ましい女性の働き方】



○仕事の内容や待遇面での男女差については、「配属場所が限られている」、「賃金や昇給の面で男女に差がある」、「昇進や昇格の面で男女に差がある」が大きくなっています。
 ○一方、4割以上が「特にない」と回答しています。

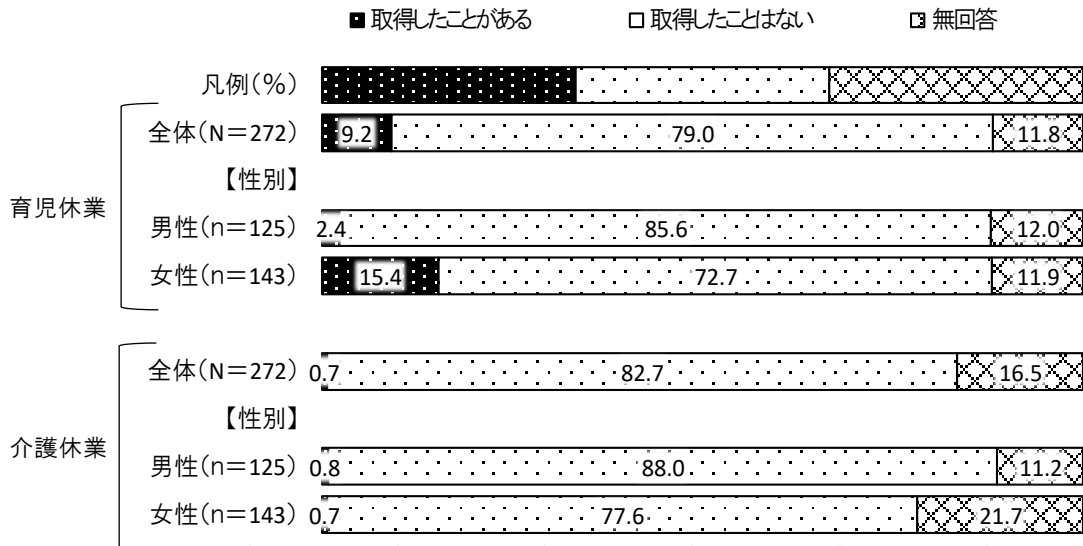
【仕事の内容や待遇面での男女差】



注) 本設問は、「現在、仕事をしている」若しくは「以前、仕事をしていたが現在はしていない」と回答した方だけの設問となっている。右表については、性別回答者のみであるため、全体数とは一致しない。

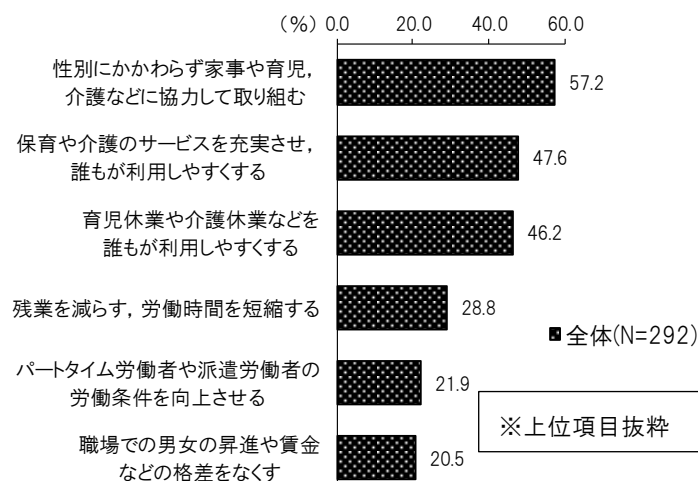
- 育児休業の取得率は、女性が男性を大きく上回っています。
- 介護休業は、ほとんど取得されていません。

【育児休業・介護休業の取得状況】



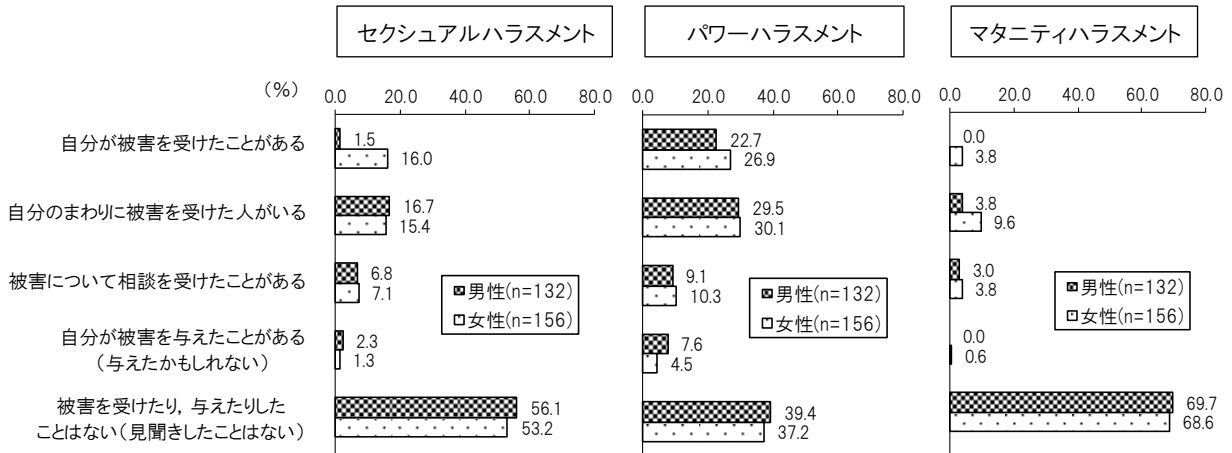
- 働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「性別にかかわらず家事や育児、介護などに協力して取り組む」、「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」、「育児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする」の割合が高くなっています。

【働きやすい環境をつくるために必要なこと】



○セクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメントについて、「自分が被害を受けたことがある」割合は、いずれも女性が高く、一方で、「自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)」割合は、いずれのハラスメントでも男性が高くなっています。

【各種ハラスメントに関する経験】



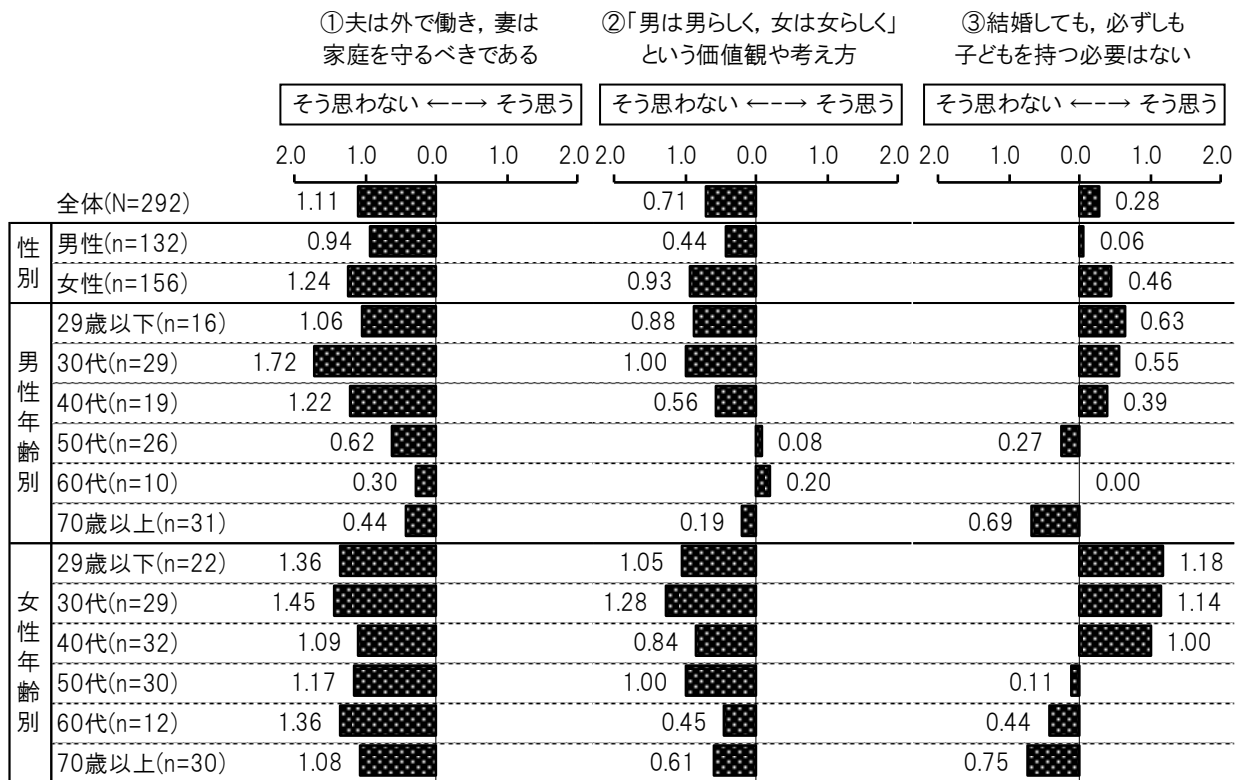
●課題の整理

- ◆結婚や出産にかかわらず仕事を続ける女性の働き方が望ましいとされていますが、配属場所や賃金・昇給等における男女差をなくしていく取組が必要です。
- ◆育児休業・介護休業について取得しやすい環境づくりや、各種ハラスメントの防止に向けた取組が必要です。

(3) 家庭生活と男女の役割について

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、全体として否定的な回答が多くなっています。
- 「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、性別にかかわらず 20～40代で肯定的な回答が多くなっています。

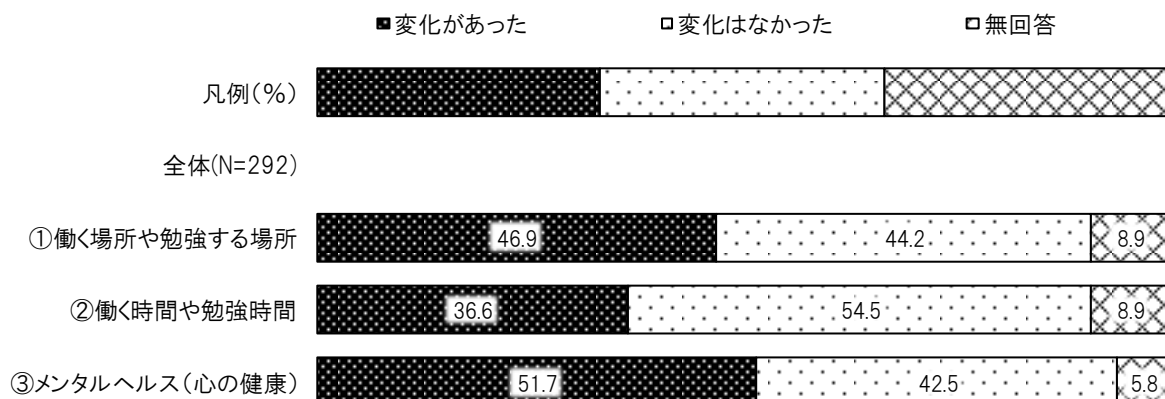
【男女の性別差や役割分担等について】



※数値は平均評定値(「そう思う」「そう思わない」に2点, 「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」に1点の係数を, それぞれの回答件数に乘じ, 加重平均して算出した値で, グラフ上では右側が肯定的, 左側が否定的な意見を示す指標のこと)

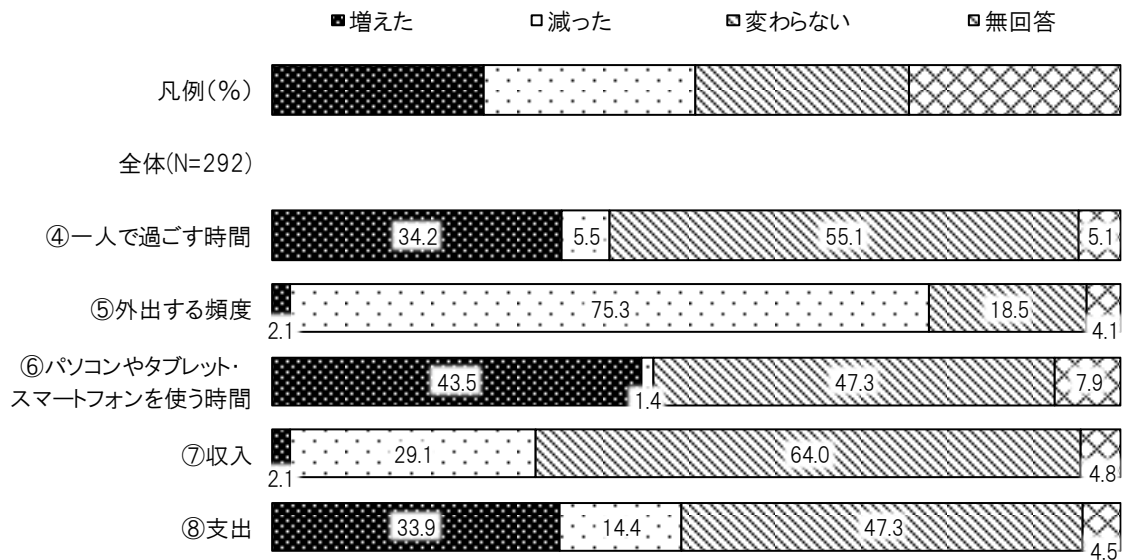
- 感染症拡大による生活への影響については、約半数が「働く場所や勉強する場所」や「メンタルヘルス(心の健康)」に「変化があった」と回答しています。

【感染症拡大による生活への影響】



○「パソコンやタブレット・スマートフォンを使う時間」,「一人で過ごす時間」,「支出」について「増えた」の割合が高くなっており,一方,「外出する頻度」,「収入」は「減った」の割合が高くなっています。

【感染症拡大による生活への影響】



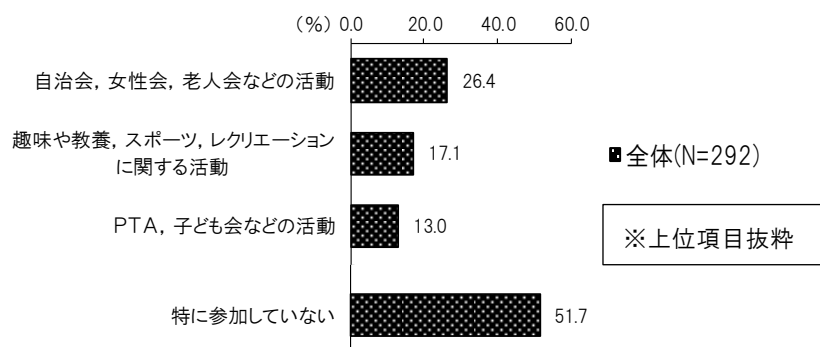
●課題の整理

- ◆家庭生活における男女の固定的役割分担意識の払拭についての取組を継続していくことが必要です。
- ◆感染症拡大等における生活への影響については,影響の内容に応じて対応を検討していくことが必要です。

(4) 地域活動への参加などについて

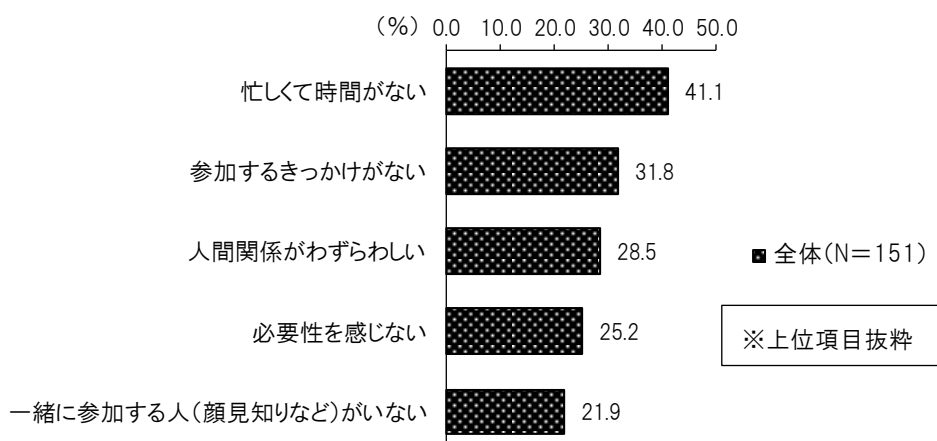
○地域活動への参加状況については、「自治会、女性会、老人会などの活動」の割合が最も高く、次いで「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動」、「PTA、子ども会などの活動」の順となっています。一方、約半数は「特に参加していない」と回答しています。

【地域活動への参加状況】



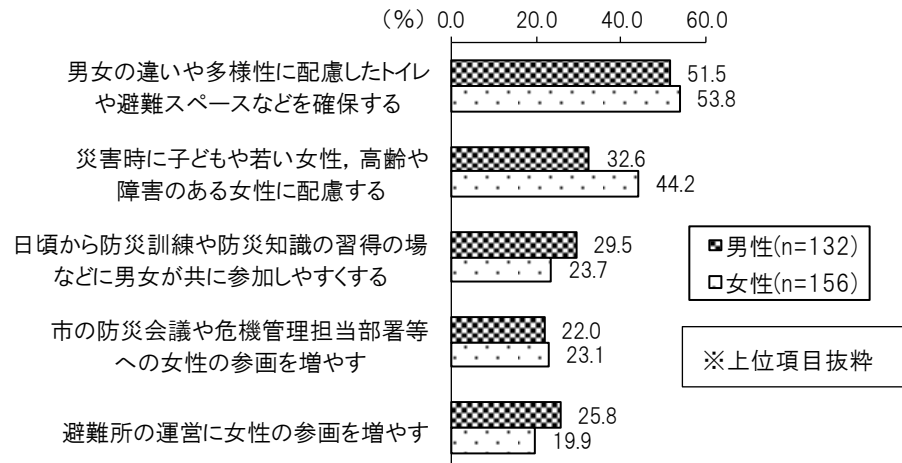
○参加していない理由については、「忙しくて時間がない」の割合が最も高く、次いで「参加するきっかけがない」、「人間関係がわずらわしい」、「必要性を感じない」、「一緒に参加する人(顔見知りなど)がない」の順となっています。

【地域活動に参加していない理由】



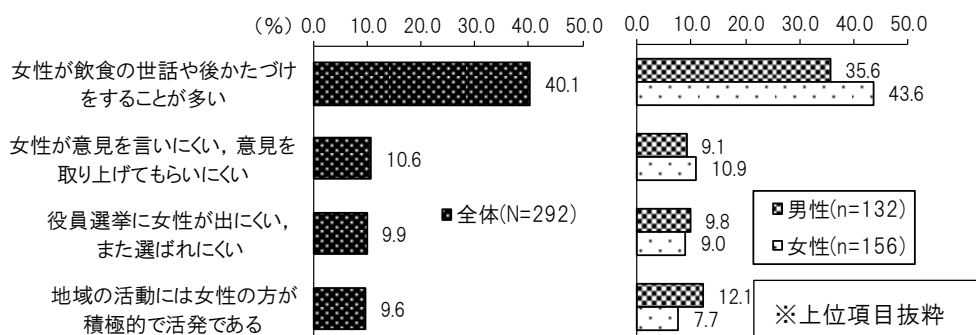
- 防災・災害復興対策で強化すべき取組については、「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する」、「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性に配慮する」の回答割合が高くなっています。
- 性別では、女性は「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性に配慮する」の割合が男性を大きく上回っています。

【防災・災害復興対策で強化すべき取組】



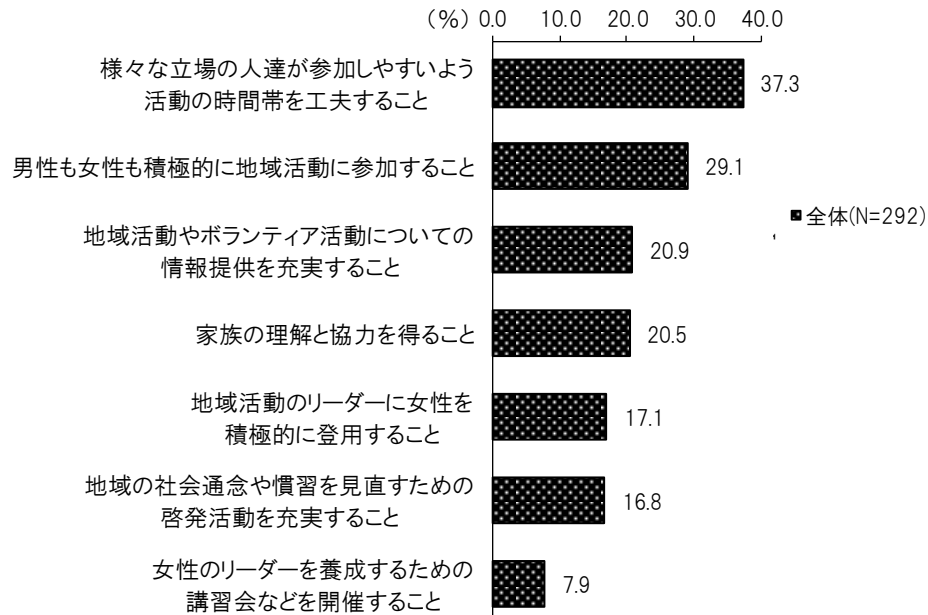
- 地域活動における男女格差については、「女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」の割合が最も高く、性別では、男性に比べて女性の割合が高くなっています。

【地域活動における男女差】



○地域活動において男女共同参画を進めるために必要なことについては、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」の割合が最も高く、次いで「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」、「地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること」、「家族の理解と協力を得ること」の順となっています。

【地域活動において男女共同参画を進めるために必要なこと】



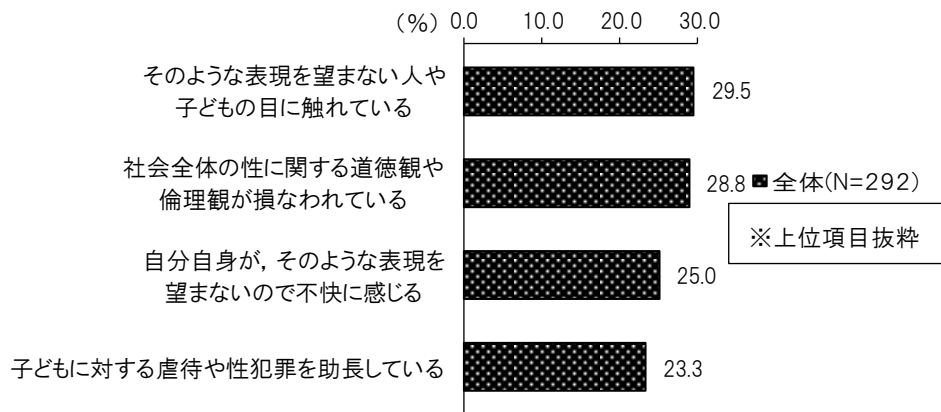
●課題の整理

- ◆地域活動については、多くの市民が参加できるように、実施時間を含む内容を検討することが必要です。
- ◆防災・災害復興対策においては、性別や多様性及び年齢等に配慮した取組が必要です。

(5) ドメスティック・バイオレンス (DV) について

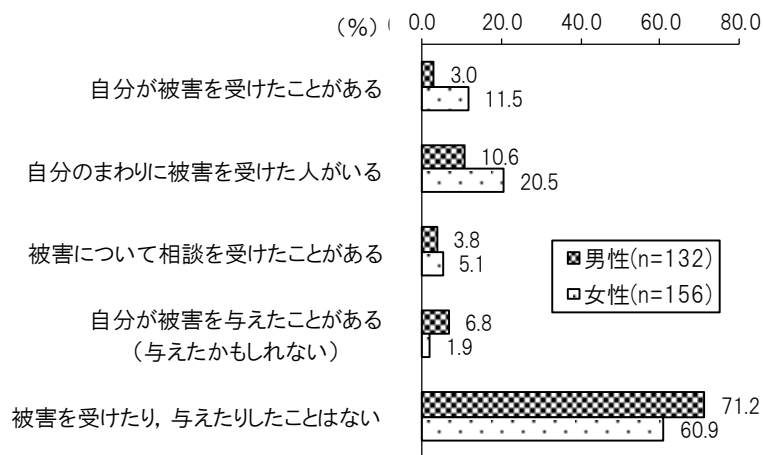
○メディアにおける性・暴力表現については、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」、「社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている」の割合が高くなっています。

【メディアにおける性・暴力表現について】



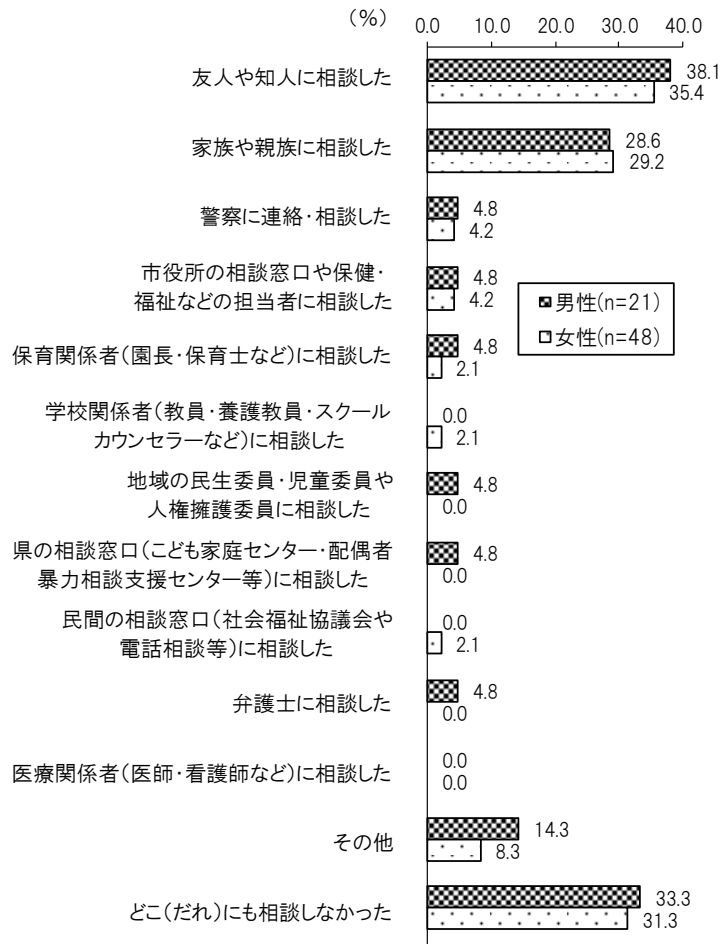
○ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験については、「自分が被害を受けたことがある」割合は、女性が男性を上回っており、「自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)」は男性の割合が高くなっています

【ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験】



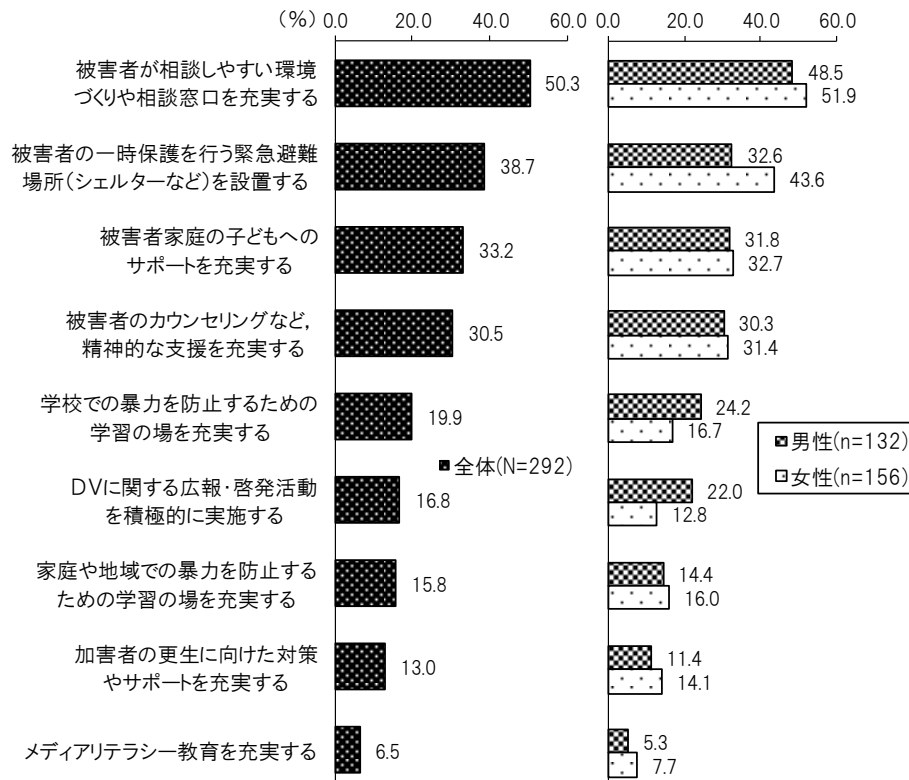
○DVに関する相談状況については、友人や知人、家族や親族に相談した割合が高くなっていますが、約3割は「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しています。

【DVに関する相談状況】



- DVに対する対策や支援として必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口を充実する」の割合が最も高く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルターなど)を設置する」、「被害者家庭の子どもへのサポートを充実する」、「被害者のカウンセリングなど、精神的な支援を充実する」の順となっています。
- また、学校や家庭及び地域での暴力を防止するための学習の場の拡充や、DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施についても一定の回答が出ています。

【DVに対する対策や支援として必要な取組】



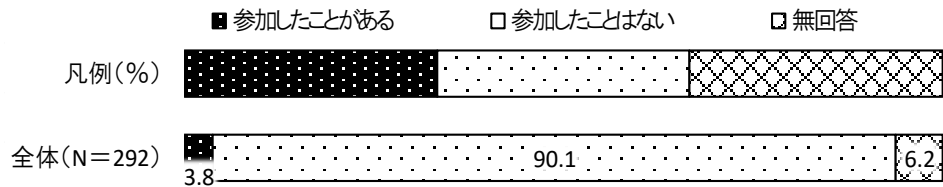
●課題の整理

- ◆ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪であるという認識を高め、すべての人が加害者・被害者にならないよう意識の啓発についての取組が必要です。
- ◆市役所等を始めとする公共の窓口が、DVに関する相談先として認識してもらえるような取組が必要です。

(6) 男女共同参画社会について

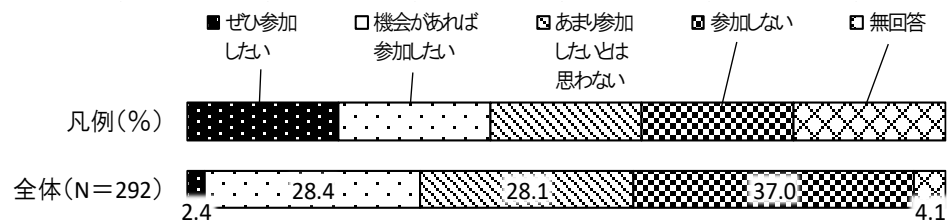
○男女共同参画に関連するセミナーやイベント等へは、性別に関係なくほとんどが「参加したことはない」と回答しています。

【セミナーやイベント等への参加状況】



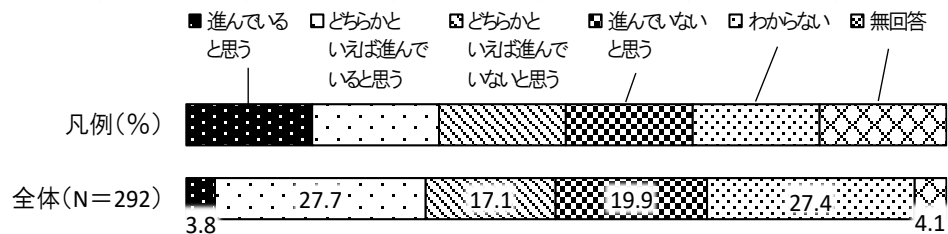
○男女共同参画に関連するセミナーやイベント等への今後の参加意向については、全体では約3割が参加の意向を示しています。

【セミナーやイベント等への参加意向】



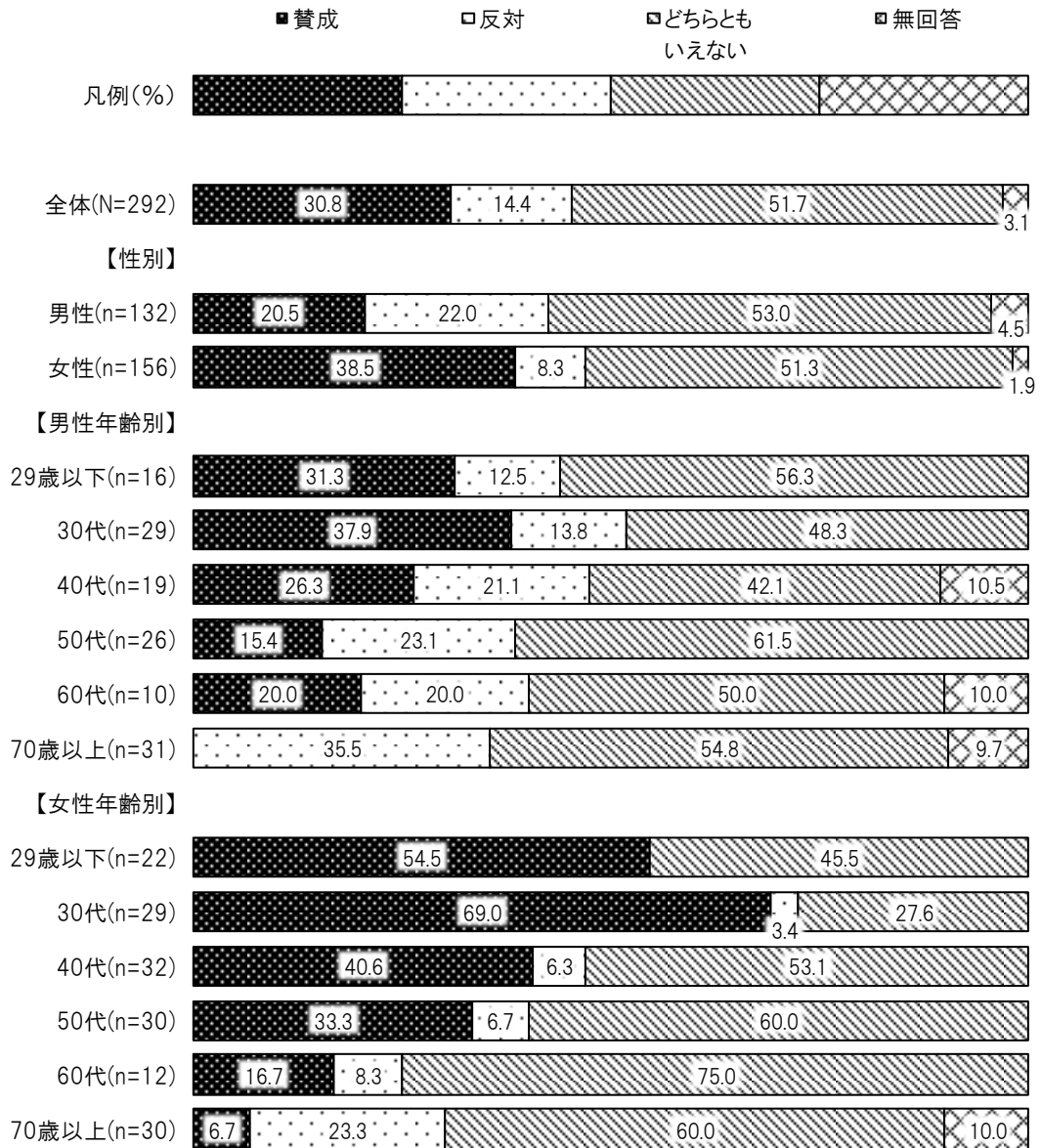
○性の多様性への理解の浸透度については、「進んでいないと思う」の回答割合が最も高くなっていますが、「進んでいると思う」、「わからない」もそれぞれ約3割となっています。

【性の多様性への理解の浸透度】



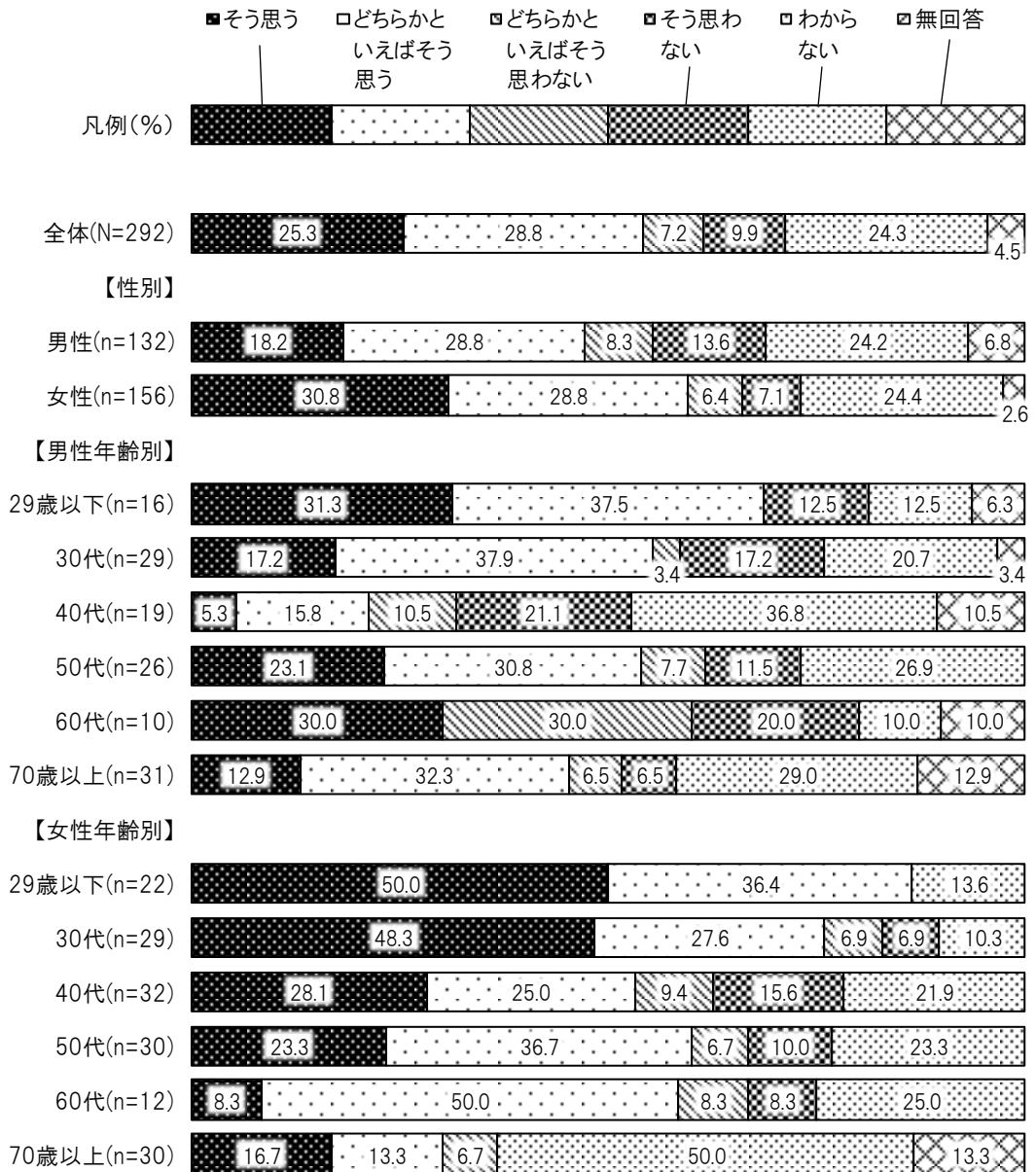
- 同性婚については、「賛成」が「反対」より高くなっていますが、約半数は「どちらともいえない」と回答しています。
- 特に、女性は男性に比べて「賛成」の回答割合が高く、中でも、女性の20～40代は特に高くなっています。

【同性婚について】



○セクシュアル・マイノリティをめぐる問題は、過半数が「対応すべき社会的な課題になっていると思う」と回答しており、特に、女性の20～30代で「そう思う」の割合が他の年齢層を大きく上回っています。

【セクシュアル・マイノリティをめぐる問題が、対応すべき社会的課題かについて】



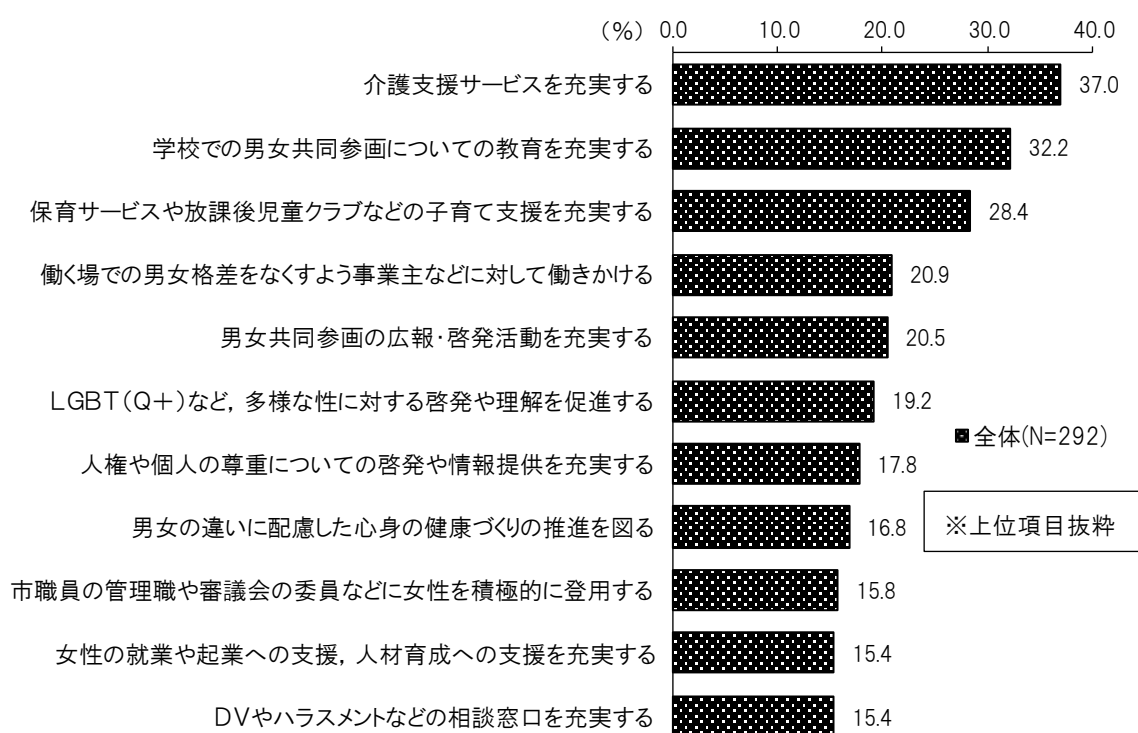
●課題の整理

- ◆男女共同参画社会に関するセミナーやイベント等について、多くの市民が参加できるよう周知方法や内容等を検討する必要があります。
- ◆同性婚やセクシュアル・マイノリティ等の性の多様性について、理解を深めるような取組が必要です。

(7) 男女共同参画を進めるため、江田島市が力をいれるべきことについて

- 江田島市が力をいれるべきことについては、「介護支援サービスを充実する」、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」が上位に回答されています。
- 特に、女性は男性に比べて「LGBT(Q+)など、多様な性に対する啓発や理解を促進する」、「女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する」の回答割合が高くなっています。
- また、おおむね若い年齢層ほど「LGBT(Q+)など、多様な性に対する啓発や理解を促進する」の割合が高くなっています。

【江田島市が力をいれるべきこと】



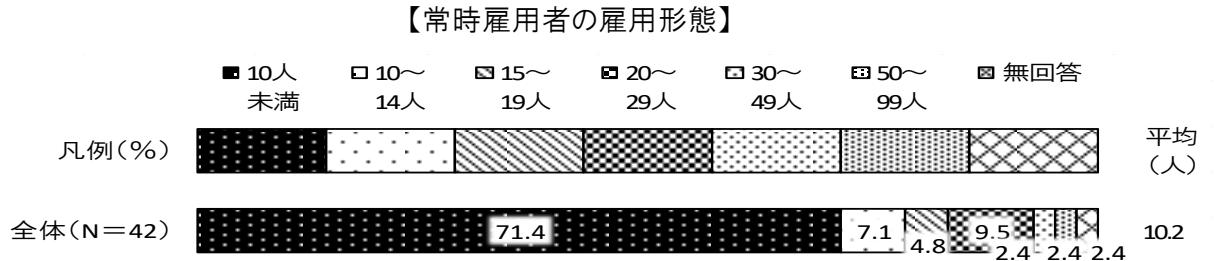
●課題の整理

◆男女共同参画を進めるために、アンケート調査結果等を踏まえて、市民や事業所に対して、周知・啓発の取組や事業の実施等を継続していくことが必要です。

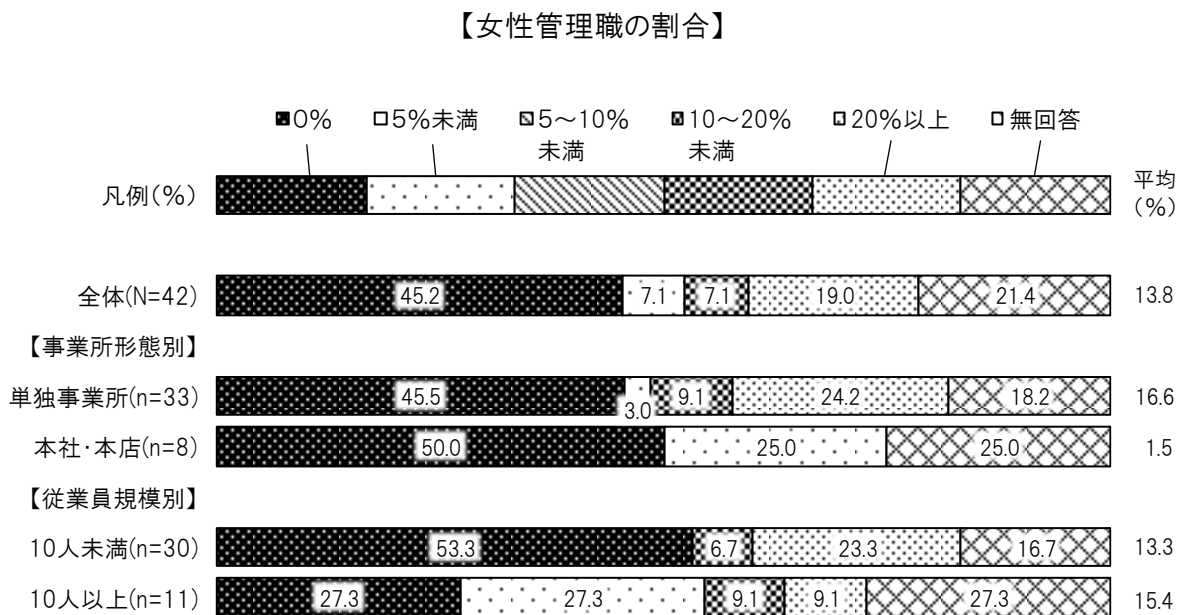
2 事業所アンケート調査結果から読み取れる課題の整理

(1) 事業所の業種・従業員数等について

○事業所の形態は、「単独事業所」が約8割、事業所全体の従業員数が「10人未満」の事業所が7割以上となっており、平均は10.2人でなっています。



○女性管理職の割合は、従業員数が10人以上の事業所が10人未満の事業所に比べて大幅に低くなっています。女性管理職がない事業所が全体の4割以上となっています。



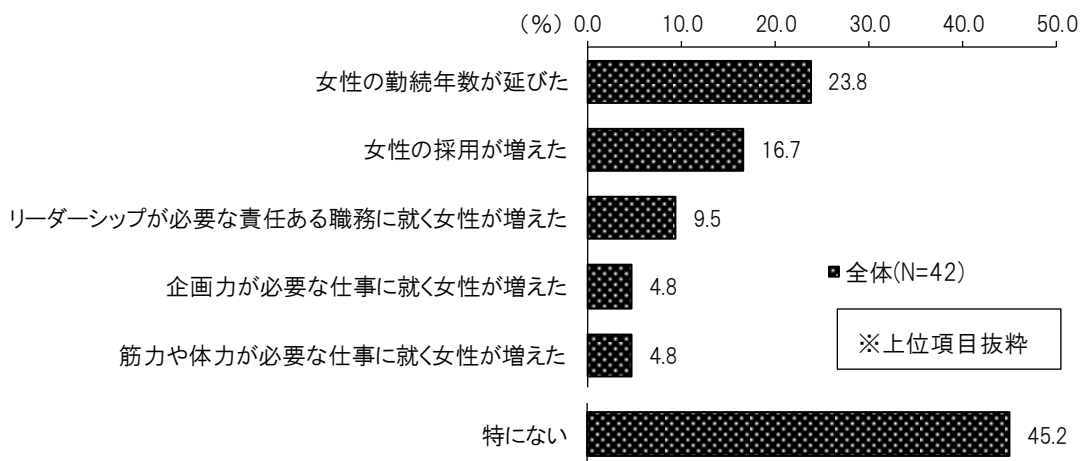
●課題の整理

◆女性管理職の登用を促進するような働きかけが必要です。

(2) 女性従業員の活用について

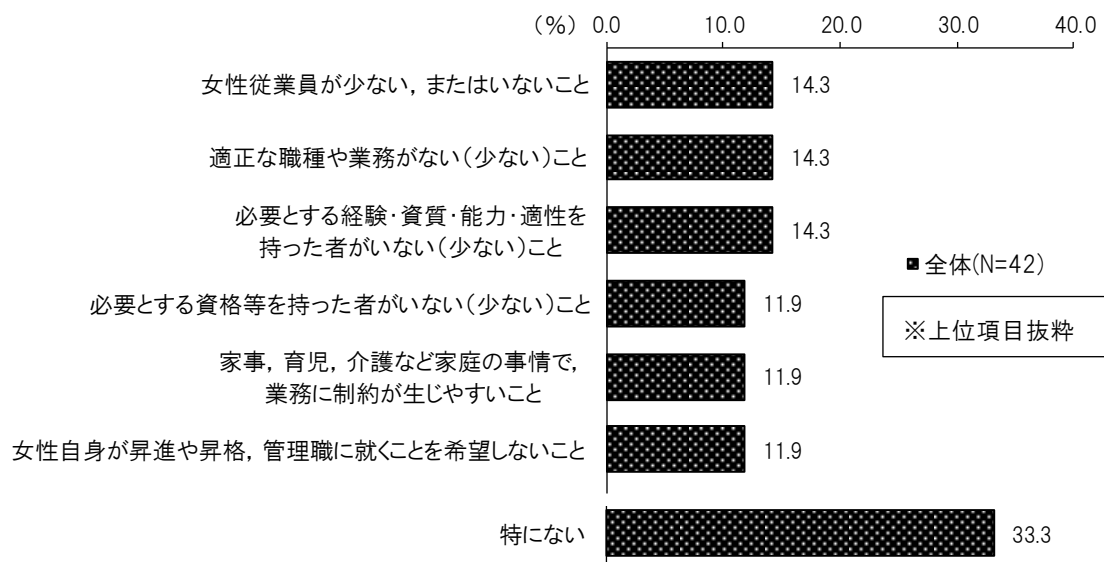
○女性の雇用や就業形態の変化については、「特にない」が最も高くなっていますが、次いで「女性の勤続年数が延びた」、「女性の採用が増えた」が高くなっています。

【女性の雇用や就業形態の変化】



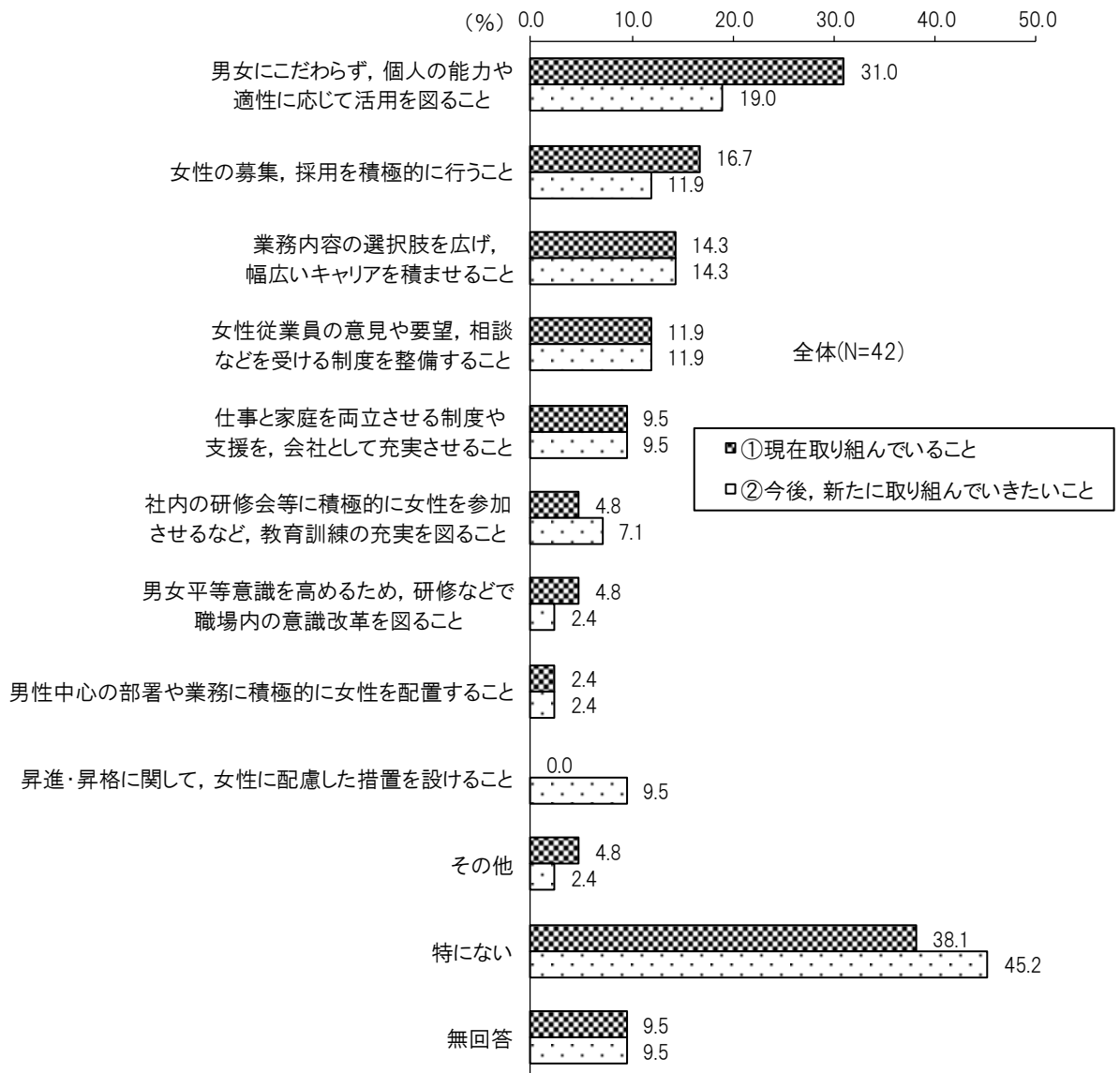
○女性の管理職への登用や人材活用における問題については、「女性従業員が少ない、またはいないこと」、「適正な職種や業務がない(少ない)こと」、「必要とする経験・資質・能力・適性を持った者がいない(少ない)こと」の割合が高くなっています。

【女性の管理職への登用や人材活用における問題】



- 現在取り組んでいることについては、「男女にこだわらず、個人の能力や適性に応じて活用を図ること」の割合が最も高くなっています。
- また、「昇進・昇格に関して、女性に配慮した措置を設けること」は、現在取り組んでいるという回答はありませんでしたが、今後、新たに取り組んでいきたいという回答が出ています。

【女性従業員を積極的に活用するための取組】
 (「現在取り組んでいること」と「今後、新たに取り組んでいきたいこと」の比較)



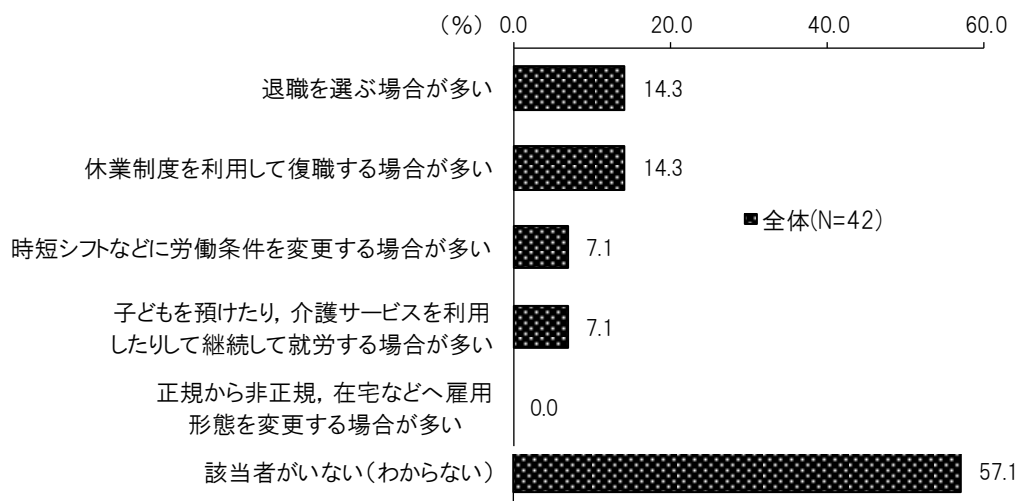
●課題の整理

◆女性従業員を積極的に活用するための取組については、現在の取組を継続し、新たな取組ができるよう、情報提供や啓発事業に関する支援が必要です。

(3) 育児・介護と仕事の両立支援について

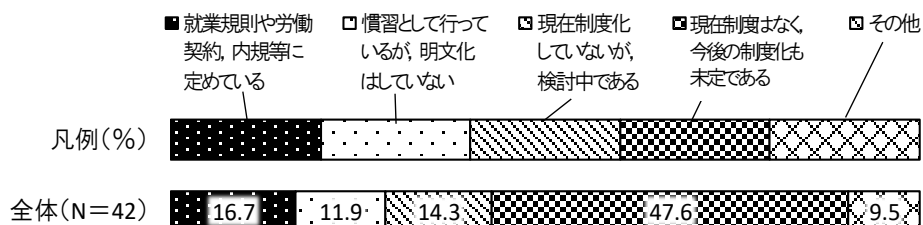
○女性従業員の結婚・妊娠など節目における就労状況の変化については、「退職を選ぶ場合が多い」、「休業制度を利用して復職する場合が多い」の割合が高くなっています。

【女性従業員の結婚・妊娠など節目における就労状況の変化】



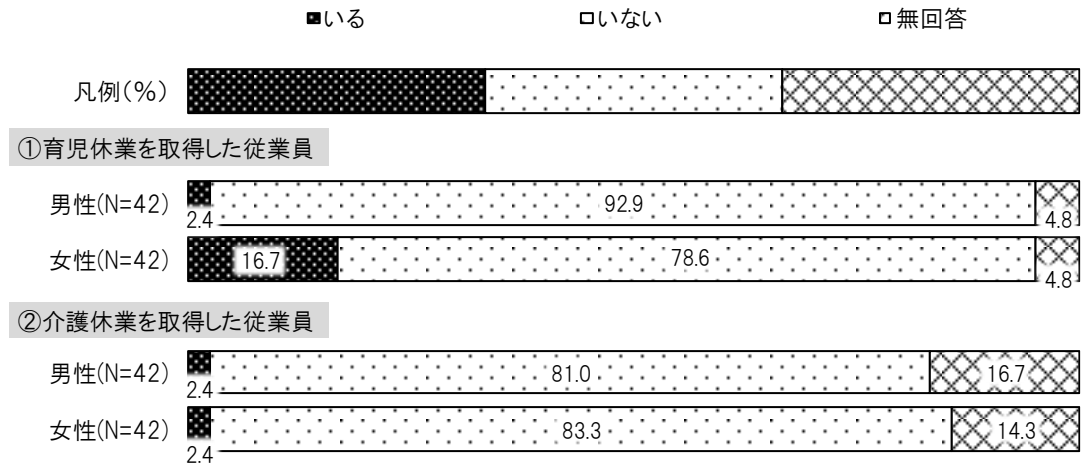
○再雇用制度については、「就業規則や労働契約、内規等に定めている」と回答した割合は16.7%にとどまっています。

【再雇用制度について】



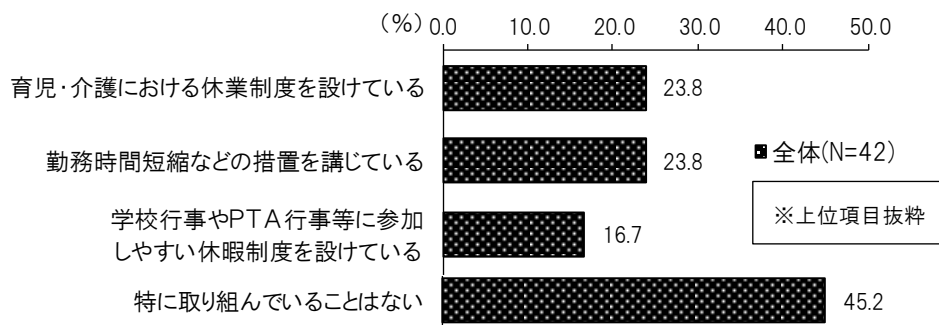
○育児休業について、女性が取得した事業所の割合は、男性が取得した事業所の割合に比べて高くなっていますが、介護休業については、性別にかかわらずほとんどの事業所で取得した従業員はいないという回答となっています。

【育児休業・介護休業の取得状況】



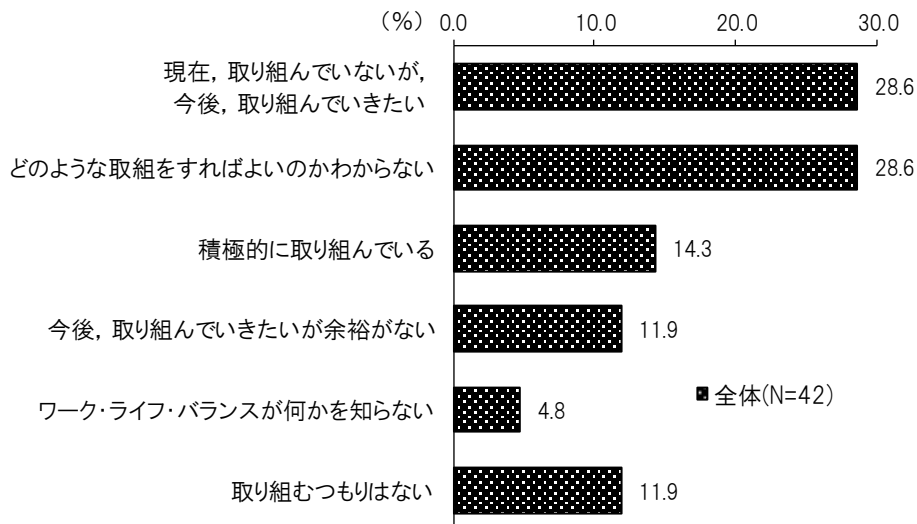
○育児や介護と仕事の両立支援に対する取組については、育児・介護における休業制度を設けたり、勤務時間短縮などの措置を講じている割合が高くなっていますが、4割以上が「特に取り組んでいることはない」と回答しています。

【育児や介護と仕事の両立支援に対する取組】



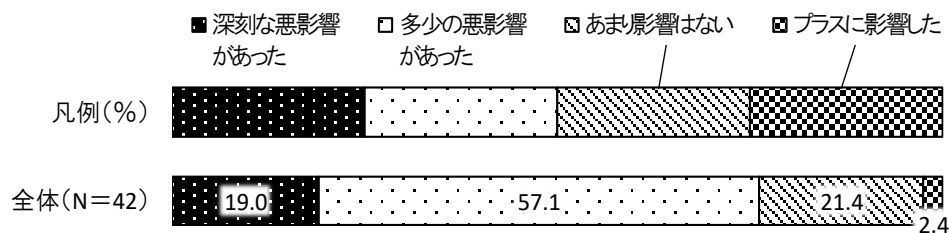
○ワーク・ライフ・バランスの取組については、積極的に取り組んでいる事業所は少ないですが、現在、取り組んでいないが、今後、取り組んでいきたい事業所は3割程度となっています。

【ワーク・ライフ・バランスの取組について】



○感染症拡大による事業活動への影響については、7割以上が悪影響があったと回答しています。

【感染症拡大による事業活動への影響の有無】



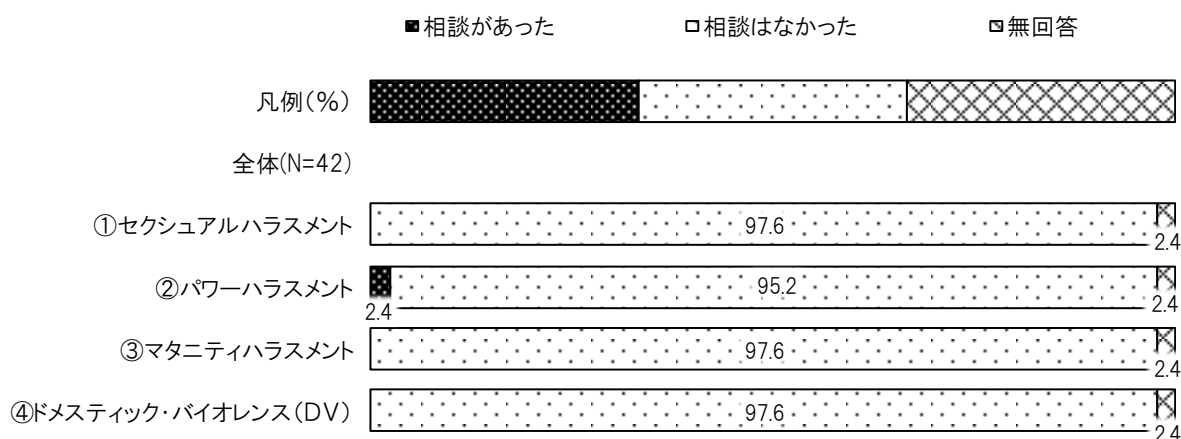
●課題の整理

◆育児休業や介護休業について、性別にかかわらず取得しやすい環境を整備できるような情報提供や啓発事業に関する支援が必要です。

(4) セクシュアルハラスメント対策について

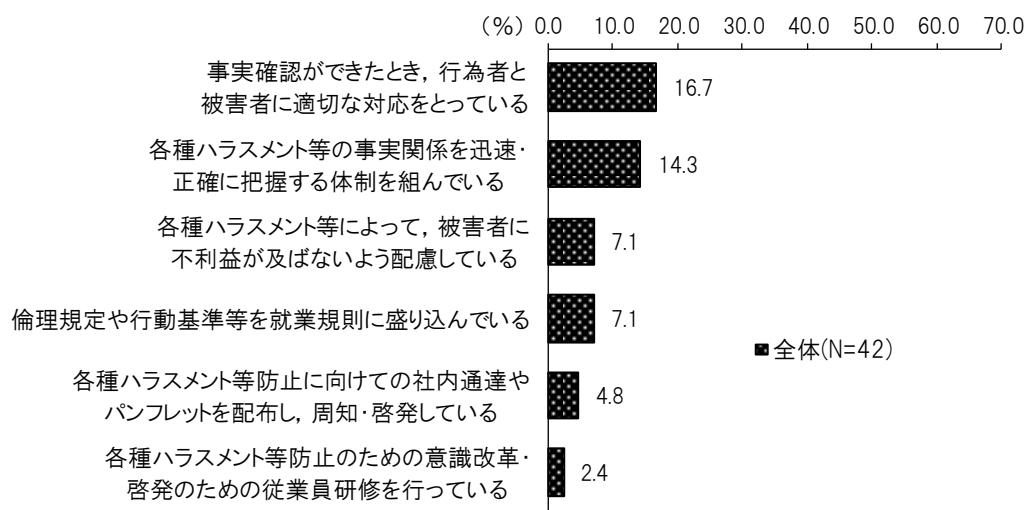
○ハラスメントに関する相談状況については、パワーハラスメントのみでわずかに相談があったと回答していますが、ほとんどの事業所でハラスメントについての相談はなかったという回答となっています。

【ハラスメントに関する相談状況】



○ハラスメント防止のための取組については、事実確認後の対応や各種ハラスメント等の事実関係の迅速・正確な把握のための体制づくり、各種ハラスメント等の被害者に不利益が及ばないような配慮のように、事後の対応についての取組が多く、就業規則の整備や各種ハラスメント等防止のための周知・啓発の取組は少なくなっています。

【ハラスメント防止のための取組】



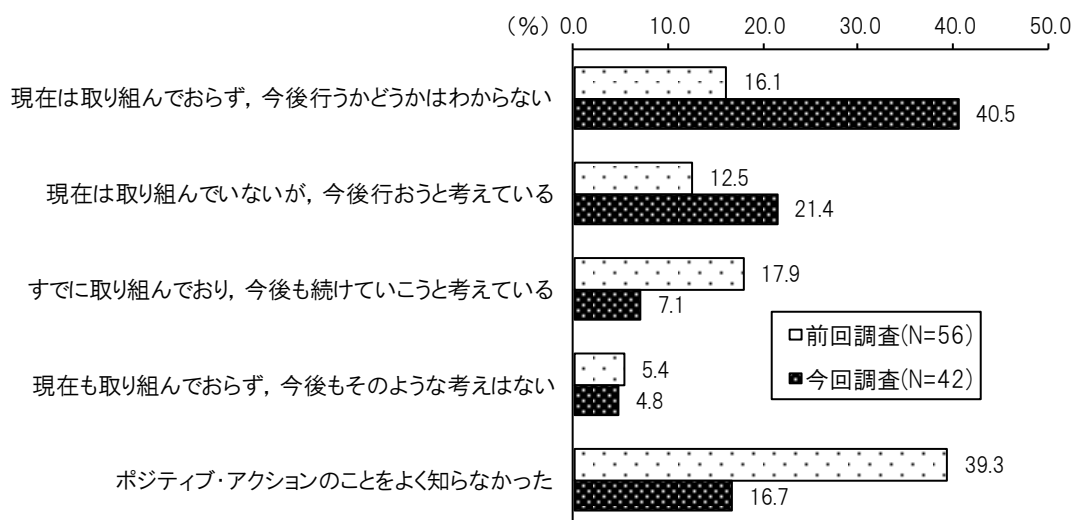
●課題の整理

- ◆ハラスメントに関する相談はほとんどありませんが、防止のための周知・啓発の取組を継続的に実施できるよう支援することが必要です。
- ◆ハラスメントの事実確認や事後の対応についても、情報提供等の支援が必要です。

(5) 男女共同参画について

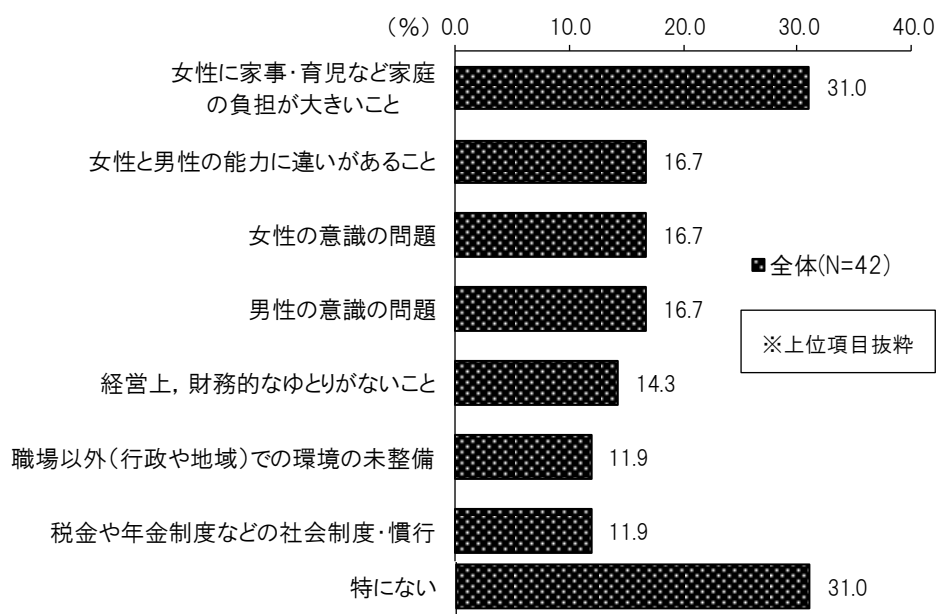
○ポジティブ・アクションへの取組状況については、前回調査結果と比べ、「現在は取り組んでおらず、今後行うかどうかはわからない」という回答が大幅に増えているのに対して、「ポジティブ・アクションのことをよく知らなかった」や「すでに取り組んでおり、今後も続けていこうと考えている」という回答は大きく減少しました。

【ポジティブ・アクションの取組について】



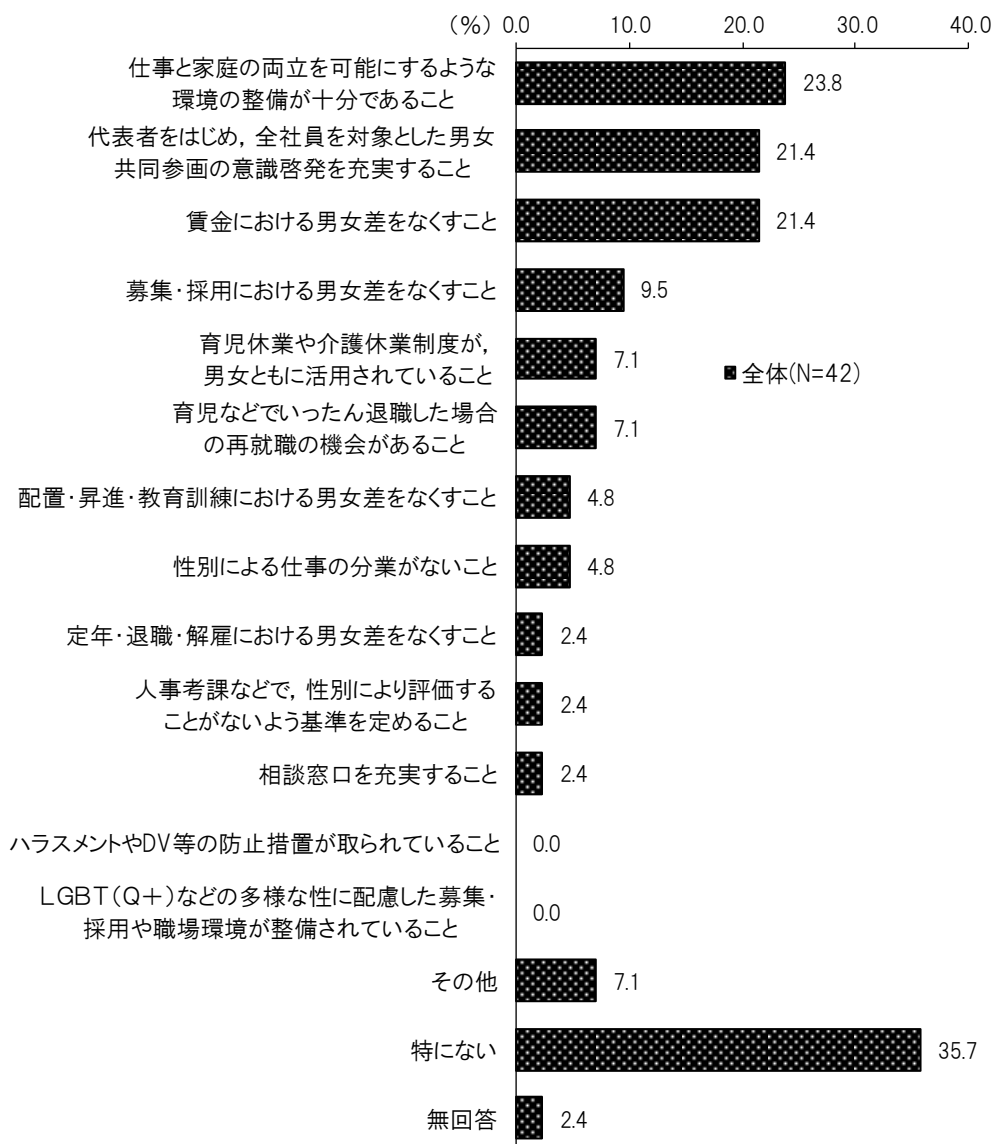
○男女共同参画を困難にしている要因については、「女性に家事・育児など家庭の負担が大きいこと」の割合が最も高くなっていますが、約3割は「特にない」と回答しています。

【男女共同参画を困難にしている要因】



○男女共同参画を実現するために必要なことについては、「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」、「代表者をはじめ、全社員を対象とした男女共同参画の意識啓発を充実すること」、「賃金における男女差をなくすこと」の回答割合が高くなっています。一方、「特にない」の回答割合は35.7%になっています。

【事業所として男女共同参画社会を実現するために必要なこと】



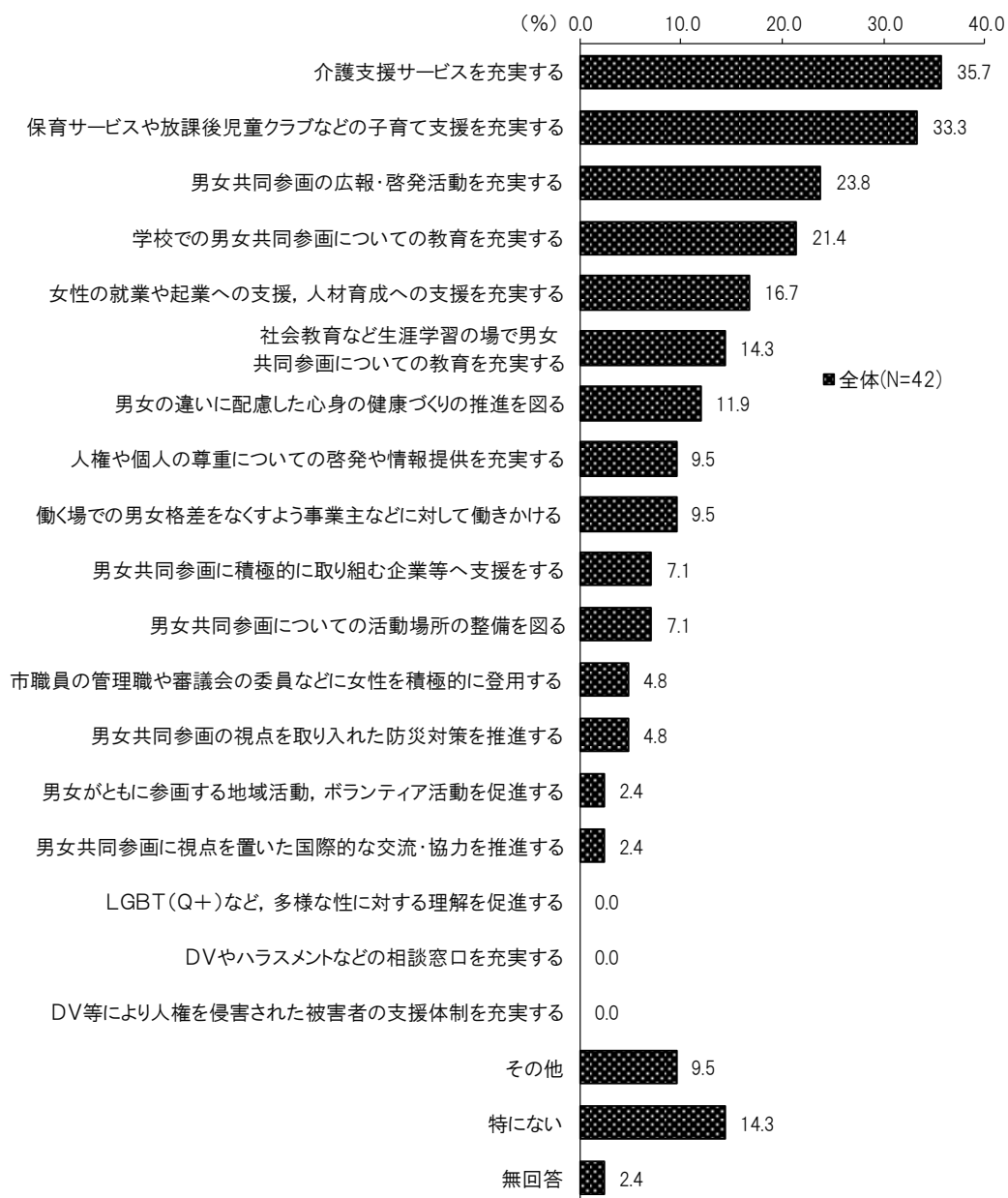
●課題の整理

- ◆ポジティブ・アクションについて、事業所への周知・啓発の取組を行っていくことが必要です。
- ◆事業所での男女共同参画を進める上で、家庭における固定的な性別役割分担意識をなくすための取組が必要です。

(6) 男女共同参画を進めるため、江田島市が力を入れるべきことについて

○市が力を入れるべきことについては、「介護支援サービスを充実する」や「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する」が高くなっており、従業員規模が10人未満の事業所で特に高くなっています。

【事業所の男女共同参画を進めるにあたって市が力を入れるべきこと】



●課題の整理

- ◆介護や保育等に関するサービスの充実や、男女共同参画の広報・啓発活動についての取組を進めていくことが必要です。
- ◆事業所に対して、継続的に情報提供や周知・啓発活動の支援を行っていくことが必要です。

【4】現行計画における取組の評価と課題

1 現行計画の評価の方法

現行計画の計画期間は平成30(2018)年度から令和9(2027)年度となっているため、中間年度の令和4(2022)年度に、令和3(2021)年度までの施策・取組の進捗状況について、検証・評価を行いました。

2 現行計画の検証・評価から読み取れる今後の課題

現行計画の施策、主な取組、主な課題を整理しています。

(1) 基本目標1 男女が共に認め合う社会づくり

基本方針	1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透
施策	1 広報・啓発活動の推進 2 男女共同参画に関する講演会等の開催 3 男女共同参画の視点に立った表現の徹底 4 関係資料の収集と情報提供の充実
主な取組	○男女共同参画セミナーや女性問題啓発イベント、講演会の実施 ○啓発物の展示による広報活動の実施 ○男女共同参画に関する啓発やDV関連の広報紙・HPへの掲載 ○意識改革のための研修(管理職研修、人権研修等)を定期的を実施 ○男女共同参画に関する情報を各施設へ配架 ○男女共同参画の視点に立った各種計画の策定や人権問題意識調査の実施
主な問題・課題	●興味・関心を引くテーマの選定や幅広い年齢が参加する方法 ●より多くの市民が研修に参加できる実施方法や周知方法の見直し ●固定的な性別役割分担意識の解消 ●市民に対する実態や意識等についてのアンケート調査の頻度の検討 ●広報活動が広く展開されていない

基本方針	2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進
施策	1 男女の意識改革の促進
主な取組	○男女共同参画セミナーや女性問題啓発イベント、講演会の実施 ○固定的な性別役割分担意識を変えるための啓発事業の実施
主な問題・課題	●講座・セミナー等への参加者の固定化や興味・関心を引くテーマの選定 ●無意識の固定観念の変化を促し、より実践的に効果のある啓発方法 ●固定的な性別役割分担意識の変革

基本方針	3 学びの場における男女共同参画教育の推進
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画教育の視点に立った学校教育の推進 2 キャリア教育の充実 3 男女共同参画を推進する学習機会の充実 4 担い手となる人材の育成
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会科や道徳科において男女が互いに認め合い、協力することの大切さを学ぶ機会の設定 ○小中連携を図り、多様な体験活動によるキャリア教育の充実 ○女性問題啓発イベント、講演会や子ども対象の料理教室の実施 ○男女共同参画財団のセミナー等の紹介(図書館等に配架) ○男女共同参画等学習支援助成金による学習支援の実施
主な問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●参加者の固定化 ●イベント・講演会・講座等の周知不足 ●あらゆる「学びの場」における継続的な学習機会の減少 ●男女共同参画等学習支援の機会・参加者の減少

基本方針	4 地域社会における男女共同参画の推進
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画を推進する学習機会の充実 2 地域団体への活動支援 3 地域における女性リーダーの育成 4 地域活動への参画の促進 5 国際感覚の育成と「多文化共生」の地域づくりの推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○女性問題啓発イベント、講演会の実施 ○男女共同参画の視点による市民の学習機会の充実や地域団体の取組への支援 ○地域における女性リーダーの育成を図るための各種研修等への参加の促進、女性を対象とした学習機会の充実 ○男女共同参画等学習支援助成金の交付 ○多文化共生相談員による通訳・翻訳の支援(英語・タガログ語)
主な問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●固定的な性別役割分担意識の変革方法 ●地域団体の運営における女性の参画に対する男性の理解を深めること ●女性問題啓発イベントや講演会等のPR不足 ●多文化共生相談員による通訳・翻訳支援の人員不足 ●日本語クラブのボランティア養成講座のPR不足

(2) 基本目標2 男女が共に活躍できる社会づくり (女性活躍推進計画)

基本方針	5 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策	1 政策や方針決定過程の場への女性の参画促進 2 事業決定過程への市民の参画機会の確保 3 職業能力向上への支援 4 男女平等の就労意識の啓発 5 起業等への支援
主な取組	○市民ワークショップの開催 ○女性問題啓発イベント, 講演会の実施 ○江田島市がんばりすと応援事業補助金による支援
主な問題・課題	●各種団体の女性の長が少なく, 女性意見の反映不足 ●女性問題啓発イベント等の参加者の減少や固定化 ●支援した事業者の支援後の経過観察や取組内容の周知方法

基本方針	6 職場における男女共同参画の推進
施策	1 事業所等への啓発の推進 2 働いている女性への支援の充実 3 男女共同参画に関する研修の支援 4 女性の再就職等への支援 5 多様な働き方に対する支援 6 自営業を営む女性の地位及び能力の向上の支援 7 自営業を営む女性のネットワークづくり 8 各種ハラスメント防止対策の推進 9 相談体制の充実
主な取組	○ハローワーク等からの情報提供による商工会を通じた啓発活動の実施 ○市内に開設した「無料職業紹介所」による相談の実施やこども園・地域子育て支援拠点の就労相談者への情報提供 ○ひとり親家庭対象の支援策の案内配布による周知 ○ハラスメントやDVのワンストップ支援センターのチラシ・ポスター掲示 ○各種ハラスメント研修の情報提供や参加について啓発し, 職場内研修も実施
主な問題・課題	●希望職種と募集職種のマッチング ●スキルアップに向けた研修の種類や回数が少ない ●各種ハラスメント研修についての情報提供や参加啓発 ●女性の再就職等に関する相談窓口等の効果的な周知方法の検討 ●女性自営業者の継続的なネットワーク構築

基本方針	7 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発 2 男性の家事・育児等への参加促進 3 家庭教育・子育て支援の充実 4 多様な保育サービスの充実 5 (仮)子育て世代包括支援センター事業の推進 6 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進 7 高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業取得促進のため、チラシの掲示・配布等の広報活動を実施 ○ファミリーサポートセンターを開設し、育児に関する知識や技術を習得する機会として会員同士の交流会を実施 ○放課後児童クラブの運営 ○病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を開始 ○住民主体の「通いの場」の推進や老人クラブ、シルバー人材センターへの支援を通じ、高齢者の社会参加(地域づくり)を推進
主な問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業・介護休業制度の啓発不足 ●病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の周知と手続方法の改良、会員の確保 ●多様化する子育て世代の保育ニーズに対応するための制度の拡充 ●放課後児童クラブの開所場所、放課後児童支援員・補助員の確保 ●住民主体の「通いの場」における世話役の後継者不足

(3) 基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本方針	8 あらゆる暴力の根絶(DV対策基本計画)
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV根絶の広報・啓発活動 2 ストーカー被害の防止 3 虐待防止対策 4 相談支援体制の充実 5 メディアにおける人権の尊重と啓発
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメントやDVのワンストップ支援センターのチラシ・ポスター掲示 ○「障害者虐待防止対応マニュアル」を作成し、江田島市地域自立支援協議会定例会において、障害者虐待に関する研修会を開催 ○要保護児童対策地域協議会を中心として代表者会議、実務者会議、ケース会議開催により関係機関と連携 ○子育て世代包括支援センターに家庭相談員を常時配置
主な問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●ハラスメントやDVについて相談しやすい環境を整える ●一つの世帯が有する複数の課題の解決のための時間の長期化 ●各機関における情報共有・連携体制が不十分 ●複雑化する相談内容に対応するための庁内連携・体制整備

基本方針	9 生涯を通じた健康支援
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた健康づくりの支援 2 母性保護と母子保健医療の充実 3 妊婦への支援 4 性や健康に関する正しい知識の普及
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○女性特有の病気や健康に関する問題についての相談対応 ○子宮頸がん、乳がん検診の実施及び自己負担額を1割程度に軽減し受診を促進 ○両親学級、助産師による妊娠時の個別相談を実施 ○アルコール依存症の本人・家族の支援及び相談のため、毎月1回アルコール健康相談会の開催
主な問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●がん、超音波検査、妊婦歯科健康診査の受診率の低迷 ●妊婦健診時交通費等助成事業の利用低下と対象者への周知不足 ●アルコール依存症等飲酒や喫煙に関する学習機会についての参加者の固定化

基本方針	10 誰もが安心できる福祉のまちづくり
施策	1 地域福祉の推進 2 高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進 3 障害者福祉の推進 4 防災分野における男女共同参画の推進
主な取組	○「地域福祉計画」に掲げる基本施策に沿った施策の展開 ○複合的かつ複雑な相談・支援体制を構築するため、「情報相談連携シート」により方向性を協議し、生活安定のための支援を実施 ○住民主体の「通いの場」の推進や老人クラブ、シルバー人材センターへの支援を通じ、高齢者の社会参加(地域づくり)を推進 ○避難所にプライベートスペースを確保するための間仕切りを購入
主な問題・課題	●地域による見守りや支援活動等「互助」の取組の進展不足 ●福祉サービスを必要とする方への地域住民の理解と市役所内の円滑な連携 ●複合的かつ複雑な相談に対応するための専門性が必要 ●避難所の女性用備蓄品の充実

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

現行計画においては、本市における政策の最上位計画である「第2次江田島市総合計画」に掲げたまちづくりの将来像である「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の考え方を踏まえて「男女が共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』えたじま」を基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してきました。

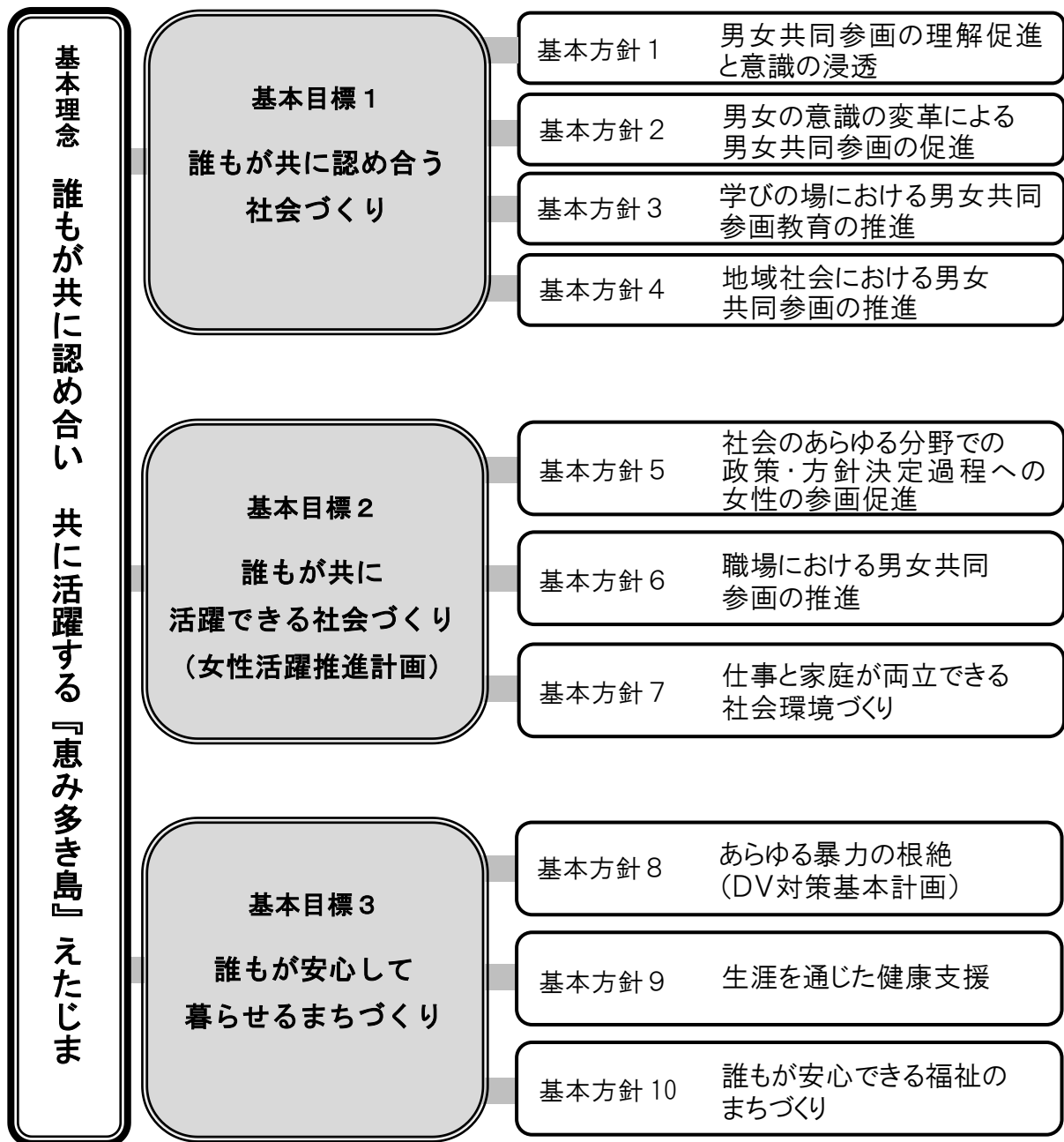
一方、「江田島市人権教育・啓発指針(啓発推進プラン・教育推進プラン)」においては令和2(2020)年度に第1次改訂を行い、「自分を大切にし他人を大切にして共に生きていく」という理念のもとで継続的に人権施策を推進しています。

このような中、現行計画の中間見直しを実施するに当たって、現行計画の基本理念の中の「男女が」という言葉を、本計画では「誰もが」という言葉に変えることとします。「誰もが」という言葉に変えることで、「男女」にとどまらず、年齢や国籍、性的指向・性自認といった性の多様性への理解を示すとともに、本計画の対象が幅広く多様な市民を対象とした計画であることを示します。

◆ 本計画の基本理念 ◆

誰もが共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』
えたじま

【2】施策の体系



第5章 施策の展開

【基本目標1】誰もが共に認め合う社会づくり

固定的な性別役割分担意識や「男性優位」の価値観が、依然として根強く残る社会の現状を踏まえ、性別に限らず多様な考え方や生き方を認め合う社会について理解の促進を図り意識の浸透を図ります。

また、男女共同参画の意識づくりのために、学校や家庭及び地域などにおける学習機会の充実を推進します。

基本方針1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透

〔市民アンケート等による主な課題〕

幅広い年齢の方が参加できるような講演会のテーマや実施方法や広報活動が広く展開されていない、という結果となっています。

〔施策の方向〕

誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができるよう、様々な手段による広報・啓発活動を充実することにより、依然として高い「固定的性別役割分担意識」を払拭するための取組を推進します。

施策名	取組内容
1 広報・啓発活動の推進	(1)自治会・女性会・各種人権団体等に対し、固定的な性別役割分担意識を解消し、誰でも参画できる社会の実現を図るため、様々な媒体や機会、講座等による広報・啓発活動を充実します。
	(2)誰もが固定的な性別役割分担意識の解消や、誰でも参画できる社会に関心を持ち、理解を深めることができるよう、広報紙や市ホームページ等様々な媒体や機会を活用して各種情報の発信を行います。
2 男女共同参画に関する講演会等の開催	(3)市民や企業、各種団体等を対象に、基本的な知識や、考え方などを身に付けるための講演会や講座、女性問題啓発イベント等を実施します。
3 男女共同参画の視点に立った表現の徹底	(4)市が作成する広報紙等の刊行物において、固定的性別役割分担意識を排除するなど、人権に配慮した表現に努めます。
	(5)人権意識を高めるための研修の充実を図ります。
4 関係資料の収集と情報提供の充実	(6)関係資料や情報を収集し、図書館等の情報コーナーでの普及をはじめ、広報紙や市ホームページ等を通じて広く市民に情報提供します。
	(7)市民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について、アンケート調査を行うなど、基礎的な資料収集と情報公開します。

基本方針2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進

[市民アンケート等による主な課題]

講座・セミナー等への参加者の固定化，無意識の固定観念の変化を促す方法や性の多様性に対する取組，という結果になっています。

[施策の方向]

誰もが「固定的性別役割分担意識」を認識するための取組や，意識を変革していくための取組を推進するとともに，多様な生き方の選択についての学習機会の充実を図ります。

施策名	取組内容
1 男女の意識改革の促進	(1) 固定的性別役割分担意識を払拭し、「興味・関心」を持つための講座やセミナーを実施します。
	(2) 「気付き」から日常の「学び」への移行を促すための学習機会を提供します。
	(3) 「学習機会」を通し、「話題・行動」につなげることにより意識の変革を促進します。

基本方針3 学びの場における男女共同参画教育の推進

[市民アンケート等による主な課題]

講演会や講座等の学習機会の周知不足や学習機会・参加者の減少，という結果になっています。

[施策の方向]

学校教育の場で高くなっている男女の平等意識を更に高めていくとともに，社会教育・生涯教育の場でも，性別にかかわらず共同参画社会が実現できるよう学習や啓発についての取組を推進します。

施策名	取組内容
1 男女共同参画教育の視点に立った学校教育の推進	(1) 誰もがお互いに認め合い，協力して共同参画教育を推進できるよう，誰もがその個性に応じて能力を高め，生活力を身に付け，多様な生き方を選択していく学習機会の充実を図ります。
2 キャリア教育の充実	(2) 子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため，誰もが自分らしい生き方を実現するという視点に立ち，計画的・組織的に展開するキャリア教育の充実に努めます。
3 男女共同参画を推進する学習機会の充実	(3) 講演会や講座など，主体的に学習することができる場を通じて，学習機会の充実に努めます。
	(4) 生涯学習事業や隣保館事業の講座やセミナーなど，学習機会の充実を促進します。
4 担い手となる人材の育成	(5) 関係機関と連携し，男女共同参画の視点と性別にかかわらず参画できる社会に関する学習の支援や，啓発活動の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。

基本方針4 地域社会における男女共同参画の推進

[市民アンケート等による主な課題]

イベント等の参加者の固定化，多文化共生相談員の通訳・翻訳支援にかかる人員不足，日本語クラブのボランティア養成講座のPR不足や地域活動における役割の男女差，という結果となっています。

[施策の方向]

誰もが参加しやすい地域活動への支援を推進するとともに，地域活動においても多様な生き方への理解を促進し，誰もが活躍できる地域社会となるような取組について支援します。

施策名	取組内容
1 男女共同参画を推進する学習機会の充実 ※再掲	(1)講演会や講座など，主体的に学習することができる場を通じて，学習機会の充実に努めます。
	(2)生涯学習事業や隣保館事業の講座やセミナーなど，学習機会の充実に促進します。
2 地域団体への活動支援	(3)地域活動における男女共同参画について先進的な事例を収集，提供し，地域団体の取組を支援します。
	(4)様々な地域活動を行う女性団体等に対して，参加しやすい時間帯の工夫などを呼びかけます。
3 地域における女性リーダーの育成	(5)地域における女性リーダーの育成を図るため，各種講演会・研修等への参加を促進するとともに，女性を対象とした学習機会の充実に努めます。
4 地域活動への参画の促進	(6)女性団体・グループ・サークル等の地域での活動を支援するため，各種情報の提供や支援を行うとともに，団体等の交流を促進します。
	(7)性別や年齢，職業にかかわらず，様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
5 国際感覚の育成と「多文化共生」の地域づくりの推進	(8)市民の国際感覚の育成を図るため，外国の生活・習慣・文化等を学ぶ機会の提供や，市内在住外国人との意見交換会の開催等に努めます。
	(9)小・中学生の英語の学習等を通して，コミュニケーション能力の育成など，国際社会を生きる人材として必要な，スキルの向上に努めます。
	(10)男女平等に関する国際的な取組等についての理解を促進するため，関係部署と連携し，関連情報の収集と提供に努めます。
	(11)外国人市民が，言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう，多文化共生相談員による支援を行います。
	(12)外国人市民が日本人市民と積極的に交流できるよう，イベントを開催するとともに，語学ボランティアを育成し，日本語教室を実施します。

【基本目標2】誰もが共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、誰もが平等な雇用の機会を確保し、活躍ができるよう職場環境の改善についての取組を促進します。

誰もが仕事と家庭の両立と地域活動への参画ができるように男女共同参画の取組を促進します。

この基本目標2を、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と表記）」として位置付けます。

基本方針5 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進

[市民アンケート等による主な課題]

女性問題啓発イベント等への参加者の固定化、各種団体長に就任する女性が少ない、女性管理職が少ない、という結果となっています。

[施策の方向]

市の審議会や委員会等における女性委員の登用を促進するとともに、地域社会や職場における女性の参画や能力向上のための支援を推進します。

施策名	取組内容
1 政策や方針決定過程の場への女性の参画促進	(1)市の政策や方針決定過程の場である審議会や委員会、附属機関等への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。
	(2)審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなどの増加に努めます。
2 事業決定過程への市民の参画機会の確保	(3)事業検討の様々な段階で、市民の参画機会を確保するため、広報モニター、市民意見の募集、聴取等に努めます。
	(4)市政に対する市民の意見を把握するため、市民アンケート調査や市民ワークショップ、パブリックコメント等を必要に応じて実施します。
3 職業能力向上への支援	(5)女性の各種職業能力向上に関連する情報を収集し、関係機関と連携し、事業所等に対する広報・啓発活動を行い、理解促進と協力の働きかけに努めます。
4 男女平等の就労意識の啓発	(6)男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、様々な行事や講演会において男女平等の就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを目指します。
5 起業等への支援	(7)生活体験や地域活動を活かしたビジネス、農林漁業等を活用した直売、加工等の新規創業などの新分野へ取り組もうとしている意欲ある市内在住者を対象とした補助制度等を充実させ支援します。また、地域特性を活かした多様な働く場を創出し、情報や交流の場を提供することで新たなビジネスの拡大に努めます。

基本方針6 職場における男女共同参画の推進

[市民アンケート等による主な課題]

女性自営業者の継続的なネットワーク構築が必要、ハラスメントに対する研修の内容の充実や回数不足、配属場所、賃金・昇給等における男女差、という結果となっています。

[施策の方向]

男女雇用機会均等法等の法制度や女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を事業所に提供し、意識の啓発と理解を図るとともに、関係機関と連携し、多様な働き方への支援と各種ハラスメントの防止対策の推進や相談体制の充実を図ります。

施策名	取組内容
1 事業所等への啓発の推進	(1)男女雇用機会均等法や労働基準法などの法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を収集し、関係各課及びハローワーク等との連携により、市内事業所等に対する意識啓発に努め、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
2 働いている女性への支援の充実	(2)雇用に関する相談機会の提供等により、働いている女性への支援の充実を図るとともに、希望に応じてカウンセリングを行います。
3 男女共同参画に関する研修の支援	(3)職場における男女共同参画を促進するため、職場の現状と問題点に対応した男女共同参画の研修等に関する資料を収集、提供し、事業所における研修等の支援に努めます。
4 女性の再就職等への支援	(4)関係各課及びハローワーク、マザーズハローワーク等との連携により、女性の再就職等に関する相談窓口において職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。
	(5)市内に開設した「無料職業紹介所」において、求人情報を提供し、再就職等の支援に努めます。
	(6)児童扶養手当現況届の案内を送付する際、ハローワークのシングルマザー向け相談会のチラシを同封するなど、各種支援制度の周知に努めます。
5 多様な働き方に対する支援	(7)パートタイム、派遣労働、テレワークなどの在宅での労働、家内労働等、多様な働き方が円滑に行われるように、相談機関の紹介を行います。
6 自営業を営む女性の地位及び能力の向上の支援	(8)自営業を営む女性の地位及び能力の向上を図るため、商工会・JA・漁協・関係機関等と連携し、各種研修や講習等、多様な情報や学習機会の提供に努めます。
7 自営業を営む女性のネットワークづくり	(9)自営業を営む女性のネットワークづくりを促進し、情報交換等を通じて、事業の活性化を促進します。
8 各種ハラスメント防止対策の推進	(10)各種ハラスメントによる被害を未然に防止するために、広報紙や市ホームページ等による告知、チラシやパンフレットの配布、DVDの貸出し、講演会の開催などを通じて啓発に努めます。
	(11)行政職員及び学校等における、各種ハラスメント防止対策をテーマとした研修等への参加や、相談窓口などの設置を通じて啓発に努めます。
9 相談体制の充実	(12)就労に関する情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携し、労働相談体制の充実を図ります。また、労働トラブルが生じた場合の相談窓口を紹介します。

基本方針7 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり

[市民アンケート等による主な課題]

育児休業・介護休業の啓発不足、多様化する保育ニーズへの対応、放課後児童クラブの支援員等の人材不足、家庭内での男女の固定的役割分担意識、という結果となっています。

[施策の方向]

誰もが仕事と家庭の両立と地域社会への参加ができるように、育児休業制度や介護休業制度等の各種制度の普及・啓発を推進するとともに、事業所等の理解を得るための働きかけを進めることによって、制度の利用促進を図ります。

施策名	取組内容
1 育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発	(1)育児休業制度・介護休業制度の普及を図るよう、企業等に働きかけるとともに、就業者の制度の活用について広報等を通じて啓発します。
2 男性の家事・育児等への参加促進	(2)男性の家事・育児・介護への参加を促進・支援するため、男性の生活自立や子育てを支援する学習機会を提供するとともに、学習内容の充実を図ります。
	(3)各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護の参加に向けた啓発に努めます。
3 家庭教育・子育て支援の充実	(4)地域社会全体で子育て支援に取り組むことができるよう、家庭教育・幼児教育についての講座開催等の学習機会の充実を図ります。
4 多様な保育サービスの充実	(5)多様な保育ニーズへの対応を図るため、通常保育の内容や体制の充実に加え、特別保育事業(延長保育)や一時保育(預かり)事業など、保育サービスの充実を図ります。
	(6)事業の実施に当たっては、「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を総合的・計画的に取組を推進します。
5 子育て世代包括支援センター(にこ♡にこハウス)事業の充実	(7)地域における総合的な子育て支援の拠点である「子育て世代包括支援センター(にこ♡にこハウス)」において、子育てに関する悩みの相談をはじめとする様々な事業を実施するとともに、地域における子育て支援ネットワークの構築に取り組みます。
6 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進	(8)保護者が昼間、仕事等で家庭にいない小学校の児童を対象に、学校等を利用して放課後や夏休み等の長期休業中、適切な遊びや学習、生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。
7 高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進	(9)「江田島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供します。

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり

DVやセクシュアルハラスメント、社会的に困難を抱えている人へ暴力などあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。これらの取組を「江田島市DV対策基本計画」として位置付けます。

また、健康づくりへの支援や地域共生の考え方に基づく地域福祉を推進するとともに、自然災害等に対する防災・減災や災害復興体制等の整備における政策・方針の決定過程への女性の参画を推進します。

基本方針8 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

〔市民アンケート等による主な課題〕

相談しやすい環境づくりの構築、複数の課題を有する家庭への対応、情報共有や連携体制の不足、という結果となっています。

〔施策の方向〕

あらゆる暴力を根絶するために、様々な手段によって意識啓発を強力に推進し、暴力による被害の防止や早期発見・早期対応に努め、相談支援体制の充実を図ります。

施策名	取組内容
1 DV根絶の広報・啓発活動	(1)DV発生の予防及び根絶に向けて、広報紙や市ホームページ、チラシやパンフレットの配布、講座の開催等を通じて、啓発に努めます。
2 ストーカー被害の防止	(2)特定の個人に対して執拗につきまとう行為(ストーカー)の防止について、広報紙や市ホームページ等による広報・啓発に努めます。
3 虐待防止対策	(3)高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待の早期発見・早期対応に向けた、虐待防止のネットワークづくりを進め、相談・支援体制の充実を図ります。
4 相談支援体制の充実	(4)相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めます。
	(5)関係各課、関係機関との連携により、利用可能な制度や手続の支援を行います。
	(6)家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。
5 メディアにおける人権の尊重と啓発	(7)SNSなど様々なメディアから発信される情報を主体的に読み解き、偏見や差別的な表現に気付き、自らの意見を発信できる能力(メディアリテラシー)の普及に向けて、情報の収集・発信に努めます。

基本方針 9 生涯を通じた健康支援

[市民アンケート等による主な課題]

女性特有の病気や健康についての検診等の受診率の低下，という結果となっています。

[施策の方向]

生涯を通じて誰もが健康に生活できるよう「健康江田島21計画」に基づく健康づくりへの支援を計画的に推進しています。今後は，多様な生き方に応じた市民の健康づくりを支援する取組を推進します。

施策名	取組内容
1 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)女性の身体の特性を踏まえ，女性特有の病気や健康に関する問題について，相談・診療を受けやすい環境づくりに取り組むとともに，健康診査機会の拡充，更年期・高齢期の健康保持対策等，ライフステージに対応した健康づくりを推進します。
	(2)子宮頸がん，乳がん検診の受診クーポン券を交付し，受診の自己負担軽減を図るとともに受診の促進に努めます。
	(3)35歳～39歳の女性を対象に乳がん検診(超音波)を実施します。
2 母性保護と母子保健医療の充実	(4)妊娠・出産期における女性の健康の保持・増進を図るために，母子手帳の交付時などを利用し，母性保護についての情報提供や啓発に努めます。
	(5)安全な出産に向けての健康相談，健康教育の充実を図り，安心して出産や，子育てができるよう，周産期等における助産師による妊娠時の個別相談等の充実を図ります。
3 妊婦への支援	(6)妊婦健診を受診する際の交通費を助成し，経済的負担の軽減を図ります。
	(7)交通費助成について，関係機関と連携を図るとともに，市民への周知に努めます。
4 性や健康に関する正しい知識の普及	(8)お互いの性を正しく理解，尊重することができるよう，子どもの発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。
	(9)性に関する正しい知識の普及を図るため，成人の男女に対して，性に関する正しい情報の提供や相談機会の確保に努めます。
	(10)性と生殖の重要性や，性感染症などに関する，正しい知識の普及・啓発及び情報の提供や学習の支援に努めます。
	(11)飲酒や喫煙に関する学習機会の充実を図るとともに，あらゆる機会を通じて啓発に努めます。

基本方針 10 誰もが安心できる福祉のまちづくり

[市民アンケート等による主な課題]

地域による互助の取組と相談内容の多様化・複雑化への対応という結果となっています。

[施策の方向]

誰もが江田島市で安心して生活できるよう、地域住民との協働による総合的な「地域福祉」を推進するとともに、高齢者や障がいのある人、子育て世帯や、生活上の困難を抱える人に対し、各種計画に基づき性別や多様性及び年齢等に配慮した様々な支援サービスを提供します。

災害時において、誰もが安心して避難できるよう、男女共同参画の視点に立った対応を行います。

施策名	取組内容
1 地域福祉の推進	(1)「江田島市地域福祉計画」に基づき、高齢者世帯や障がいのある人、子育て家庭等への福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民との協働による見守りや支援活動など総合的な「地域福祉」を推進します。
	(2)様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努め、また、必要に応じて性別や多様性及び年齢等に配慮した支援に努めます。
2 高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進 ※再掲	(3)「江田島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供します。
3 障がい者福祉の推進	(4)「江田島市障害者計画」及び「江田島市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障がい者福祉に関する様々な支援に取り組みます。
4 防災分野における男女共同参画の推進	(5)災害時に、固定的な性別役割分担意識が一層明らかになることから、防災分野における政策や方針決定に女性の参画を促します。
	(6)避難所の運営において、男女共同参画の視点に立った、備蓄品の準備、プライベートスペースを確保します。

第6章 計画の推進

【1】『興味・関心』を持ち、『学習機会』（気付き・学び）を提供し『話題・行動』につなげる

男女共同参画の実現に向けて、計画を推進していくためには、効果的なサイクルである「興味・関心」を持ち、「学習機会」を持ち、「話題・行動」へつなげていけるよう取組を進めていきます。

【2】庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策は、行政のあらゆる分野にかかわっています。本計画の推進に当たっては、庁内関係部署が十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的に様々な取組を推進します。

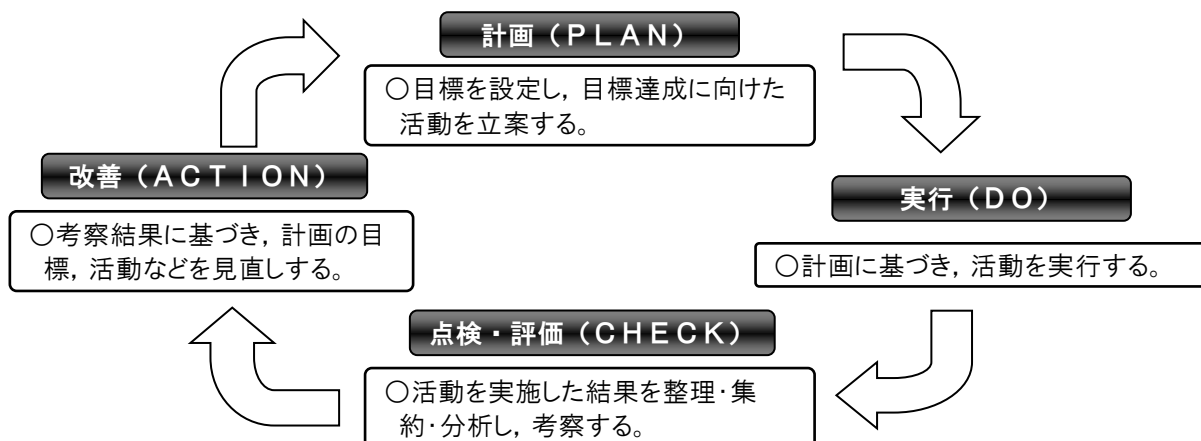
【3】関係機関との連携強化

本計画を効果的・計画的に推進するためには、国や県、他の自治体の情報を的確に把握するとともに、行政をはじめ、市民・企業・関係機関や各種団体等との一層の連携を図ります。

【4】計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画(PPLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、改善(ACTION)に基づく進行管理(PDCAサイクル)を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行うとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

■参考/PDCAサイクルのプロセスイメージ■



資料編

【1】策定経過

年月日	内 容
令和4(2022)年 7月	アンケート調査実施
令和4(2022)年 11月7日	第1回男女共同参画基本計画推進会議 ・江田島市男女共同参画推進本部設置要綱及び計画の策定について ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）の策定スケジュールについて ・国・県と本市の目次構成比較及び施策体系について ・アンケート調査結果について ・数字で見る江田島市の現状について ・男女共同参画基本計画の取組状況について
令和4(2022)年 11月17日	第1回男女共同参画推進本部会議 ・江田島市男女共同参画推進本部設置要綱及び計画の策定について ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）の策定スケジュールについて ・国・県と本市の目次構成比較及び施策体系について ・アンケート調査結果について ・数字で見る江田島市の現状について ・男女共同参画基本計画の取組状況について
令和5(2023)年 3月15日	第2回男女共同参画基本計画推進会議 ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）策定スケジュールについて ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）素案について
令和5(2023)年 4月19日	第2回男女共同参画推進本部会議 ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）策定スケジュールについて ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）素案・概要版について
令和5(2023)年 5月11日	第1回男女共同参画基本計画策定委員会 ・各委員紹介・委員長、副委員長選任について ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）策定スケジュールについて ・第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）素案・概要版について
令和5(2023)年 5月19日～ 6月16日	パブリックコメントの実施

【2】指標一覧

国の第5次男女共同参画基本計画で示された地方自治体や地域に関する成果目標の項目や、「広島県政世論調査」の男女共同参画についての項目を「主な指標」とし、江田島市の現状を掲載します。

次期計画では、数値目標の設定を含めて検討していきます。

【基本目標1】誰もが共に認め合う社会づくり

項目	江田島市の現状	《参考》広島県
「社会全体」で「男女の地位が平等だ」と思う人の割合	14.4%	14.7%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合	75.0% ^(注)	51.1% ^(注)

(注) 江田島市では「わからない」の選択肢はなかったが、広島県では「わからない」の選択肢があった。

資料：「江田島市の現状」は「江田島市男女共同参画に関する意識調査報告書」(令和4(2022)年)を参照した。

資料：「《参考》広島県」は「広島県政世論調査」(令和2(2020)年度実施)を参照した。

【基本目標2】誰もが共に活躍できる社会づくり(女性活躍推進計画)

項目	江田島市の現状 (2021年)	女性比率 (%)	《参考》国の成果目標 (期限:2025年度末)
自治会長に占める女性の割合	自治会長数 31人 うち女性自治会長数 2人	6.5%	10%
審議会等委員に占める女性の割合	審議会総委員数 302人 うち女性委員 75人(24.8%) 委員会総委員数 26人 うち女性委員 6人(23.1%)	24.7%	40%以上 60%以下
本庁係長相当職の女性の割合	係長相当職職員数 65人, うち女性職員数 30人	46.2%	40%
本庁課長補佐相当職の女性の割合	課長補佐相当職職員数 39人 うち女性職員数 17人	43.6%	33%
本庁課長相当職の女性の割合 (課長相当職)	課長相当職職員数 21人, うち女性職員数 4人	19.0%	22%
本庁部局長・次長相当職の女性の割合	部局長 10人, うち女性 0人 次長 0人, うち女性 0人	0.0%	14%

資料：「江田島市の現状」及び「女性比率」は「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」(令和3(2021)年12月 内閣府男女共同参画局)を参照した。

資料：「《参考》国の成果目標」は「第5次男女共同参画基本計画における女性の登用・採用に関する成果目標一覧(全58項目)」(内閣府男女共同参画局)を参照した。

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり

項目	江田島市の現状	女性比率 (%)	《参考》国の成果目標 (期限:2025年度末)
防災会議委員の女性の割合 (会長を含む)	総委員数 30人, うち女性委員数 1人	3.3%	15%(早期) 更に30%を目指す
防災危機管理部局職員の女性の割合	総職員数 68人, うち女性職員数 3人	4.4%	

資料：「江田島市の現状」及び「女性比率」は「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」(令和3(2021)年12月 内閣府男女共同参画局)を参照した。

資料：「《参考》国の成果目標」は「第5次男女共同参画基本計画における女性の登用・採用に関する成果目標一覧(全58項目)」(内閣府男女共同参画局)を参照した。

【3】江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

令和4年2月17日

制定

改正 令和5年3月15日

(設置)

第1条 江田島市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定（見直しを含む。以下同じ。）に当たり、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、江田島市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、基本計画の策定について、検討し、及び協議する。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定終了時までとする。

(組織)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効期日)

2 この要綱は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月15日）

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

【4】江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

○委員定数：15 人以内

○任期：令和 5（2023）年 7 月 31 日まで

氏 名	職名等	団体等	備 考
長坂 実子	江田島市議会 産業厚生常任委員会委員	市議会議員	
濱谷 一眞	江田島市自治会連合会長	市民団体	
宇根 民子	江田島市女性会連合会長	女性団体	令和 5 年 5 月 12 日まで
片山 恵美子	江田島市女性会連合会長	女性団体	令和 5 年 5 月 13 日から
長坂 知春	江田島市人権擁護委員	人権擁護委員	
堂野崎 平	江田島市社会福祉協議会長	福祉関係団体	
樋上 梢	江田島市民生委員児童委員協議会長	福祉関係団体	
山田 雅直	呉農業協同組合 大古支店長	農業団体関係者	
小道 邦子	江田島市商工会女性部長	商工団体関係者	
三島 雅司	江田島市教育委員会教育委員	教育関係者	
白澤 文恵	江田島市社会教育委員議長	教育関係者	
畠藤 邦子	江田島市大古小学校長	教育関係者	
川空 伸治	江田島市 P T A 連合会長	教育関係者	令和 5 年 5 月 8 日まで
小松 孝也	江田島市 P T A 連合会長	教育関係者	令和 5 年 5 月 9 日から
沖井 遵文	江田島市人権教育啓発推進協議会長	人権関係団体	
江郷 老行	江田島市市民生活部長	その他	

【5】江田島市 男女共同参画推進本部設置要綱

平成 28 年 5 月 24 日
告示第 54 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 23 号
令和 2 年 3 月 31 日告示第 16 号
令和 4 年 3 月 17 日告示第 17 号
令和 5 年 3 月 15 日告示第 12 号

(設置)

第 1 条 本市における女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会を実現するための行政施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、江田島市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江田島市男女共同参画基本計画の策定の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 男女共同参画に関する部局間の相互調整に関する事。
- (4) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表第 1 に定める職にある者をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある場合又は本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(推進会議)

第 5 条 推進本部に第 2 条に定める所掌事項に関する具体的事項について、調査、研究又は検討を行うため、男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、会長、副会長及び会員で構成し、別表第 2 に定める職にある者をもって組織する。

3 推進会議は、会長が招集し、会長が推進会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会長は、推進会議で検討した事項について、推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 23 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 16 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日告示第 17 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日告示第 12 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推進本部

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	総務部長
〃	企画部長
〃	危機管理監
〃	市民生活部長
〃	福祉保健部長
〃	産業部長
〃	土木建築部長
〃	教育部長
〃	議会事務局長
〃	消防長

別表第2（第5条関係）

推進会議

会長	市民生活部長
副会長	人権推進課長
会員	総務部総務課長
〃	企画振興課長
〃	危機管理課長
〃	市民生活課長
〃	社会福祉課長
〃	農林水産課長
〃	建設課長
〃	会計課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長
〃	消防本部総務課長

江田島市第2次男女共同参画基本計画（中間見直し）

発行年月 令和5（2023）年7月

編集発行 江田島市市民生活部人権推進課

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

Tel : (0823) 43-1635 Fax : (0823) 57-4431

Mail : jinken@city.etajima.hiroshima.jp
